

令和7年第2回坂町議会定例会

会 議 録 （第1号）

1. 招 集 年 月 日 令和7年3月3日（月）

2. 招 集 の 場 所 坂町議会議場

3. 開 会 （開 議） 令和7年3月3日（月）

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員（12名）

|                        |                         |
|------------------------|-------------------------|
| 1 番 折 中            智 君 | 2 番 岡 村 繁 範 君           |
| 3 番 縫 部 逸 都 君          | 4 番 池 脇 雅 彦 君           |
| 5 番 向 田 清 一 君          | 6 番 末 吉 克 巳 君           |
| 7 番 安 竹            正 君 | 8 番 光 岡 美 里 君           |
| 9 番 中 川 ゆかり 君          | 10 番 柚 木            喬 君 |
| 11 番 奥 村 富士雄 君         | 12 番 川 本 英 輔 君（議長）      |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|                |                      |
|----------------|----------------------|
| 町            長 | 吉 田 隆 行 君            |
| 副   町   長      | 村 上 明 雄 君            |
| 教   育   長      | 枝 廣 泰 知 君            |
| 技            監 | 錦 織 直 紀 君            |
| 政   策   監      | 鳴 川 雅 彦 君            |
| 総 務 部 長        | 車 地 孝 幸 君            |
| 民 生 部 長        | 藤 本 大 一 郎 君          |
| 教 育 次 長        | 宮            香 緒 利 君 |
| 総 務 課 長        | 西 谷 伸 治 君            |
| 企画財政課長         | 山 本            保 君   |
| 税務住民課長         | 小 路 朱 美 君            |

|            |           |
|------------|-----------|
| 民 生 課 長    | 河 野 宏 明 君 |
| 保険健康課長     | 中 篤 則 君   |
| 環境防災課長     | 窪 野 稔 君   |
| 建 設 課 長    | 川 上 宏 規 君 |
| 基盤整備担当課長   | 古屋敷 貢 君   |
| 都市計画課長     | 松 谷 展 裕 君 |
| 学校教育課長     | 見 田 容 子 君 |
| 生涯学習課長     | 福 嶋 浩 二 君 |
| 会計管理者兼出納室長 | 槇 尾 伸 君   |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

#### 7. 本議会に職務のため出席した者の職氏名

|        |           |
|--------|-----------|
| 議会事務局長 | 西 谷 信 樹 君 |
| 主 事    | 梅 田 勝 平 君 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

#### 8. 議 事 日 程

「諸般の報告」

「議 会」

- (1) 議長報告
- (2) 議会改革推進特別委員会報告
- (3) 広島県後期高齢者医療広域連合議会  
報告
- (4) 総務厚生委員会報告
- (5) 建設文教委員会報告
- (6) 監査委員報告

「行 政」

- (1) 町長報告
- (2) 副町長報告

議 事

|        |          |                                              |
|--------|----------|----------------------------------------------|
| 日程第 1  |          | 「会議録署名議員の指名」                                 |
| 日程第 2  |          | 「会期の決定」                                      |
| 日程第 3  | 議案第 4 号  | 「令和 6 年度坂町一般会計補正予算（第 1 0 号）」                 |
| 日程第 4  | 議案第 5 号  | 「令和 6 年度坂町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）」           |
| 日程第 5  | 議案第 6 号  | 「令和 6 年度坂町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）」             |
| 日程第 6  | 議案第 7 号  | 「令和 6 年度坂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」            |
| 日程第 7  | 議案第 8 号  | 「（仮称）町道植田水尻側道線の設置に伴う工事等に関する令和 7 年度契約の締結について」 |
| 日程第 8  | 議案第 9 号  | 「小屋浦小学校グラウンドフェンス改修工事変更請負契約の締結について」           |
| 日程第 9  | 議案第 10 号 | 「坂東環状線道路改良（その 2）工事請負契約の変更について」               |
| 日程第 10 | 議案第 11 号 | 「坂町工場立地法地域準則条例の制定について」                       |
| 日程第 11 | 議案第 12 号 | 「坂町部設置条例の一部改正について」                           |
| 日程第 12 | 議案第 13 号 | 「職員の給与に関する条例等の一部改正について」                      |
| 日程第 13 | 議案第 14 号 | 「職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について」                |
| 日程第 14 | 議案第 15 号 | 「公益的法人等への職員の派遣に関する条例等の一部改正について」              |
| 日程第 15 | 議案第 16 号 | 「坂町レクリエーション農園設置及び管理条例の一部改正について」              |
| 日程第 16 | 議案第 17 号 | 「坂町国民健康保険税条例の一部改正について」                       |
| 日程第 17 | 議案第 18 号 | 「坂町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について」        |
| 日程第 18 | 議案第 19 号 | 「坂町自転車等駐車場手数料条例の一部改正について」                    |
| 日程第 19 | 議案第 20 号 | 「坂町留守家庭児童会設置条例の一部改正につい                       |

て」

|       |        |                         |
|-------|--------|-------------------------|
| 日程第20 |        | 「令和7年度町長施政方針」           |
| 日程第21 |        | 「令和7年度教育行政方針」           |
| 日程第22 |        | 「一般質問」                  |
| 日程第23 | 議案第21号 | 「令和7年度坂町一般会計予算」         |
| 日程第24 | 議案第22号 | 「令和7年度坂町国民健康保険事業特別会計予算」 |
| 日程第25 | 議案第23号 | 「令和7年度坂町介護保険事業特別会計予算」   |
| 日程第26 | 議案第24号 | 「令和7年度坂町後期高齢者医療特別会計予算」  |
| 日程第27 | 議案第25号 | 「令和7年度坂町下水道事業会計予算」      |
| 日程第28 | 議案第26号 | 「坂町教育委員会委員の任命の同意について」   |
| 日程第29 | 諮問第1号  | 「人権擁護委員の候補者の推薦について」     |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

## 9. 議 事 の 内 容

(開会 午前10時00分)

○議会事務局長(西谷信樹君) 皆様、御起立をお願いいたします。

互礼

(一同「おはようございます」)

○議会事務局長(西谷信樹君) 御着席ください。

○議長(川本英輔議員) 改めまして、おはようございます。

年度末を迎え、何かとお忙しい中、御出席賜り誠にありがとうございます。令和6年度最後の定例会となりました。本定例会におきましては、令和7年度予算認定審査も行われることとなっております。慎重審議の上、予定どおりの日程で執り行われるよう、よろしくお願いを申し上げます。

ただいまの出席議員は12名です。

会議成立のための定足数に達しておりますので、これより令和7年第2回坂町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

お諮りします。

議事事件説明のため、説明員の出席を求めたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

よって、直ちに出席を求めます。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時01分)

(再開 午前10時03分)

○議長(川本英輔議員) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 町長から特に発言を求められておりますので、発言を許します。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 皆さん、おはようございます。令和7年第2回坂町議会定例会が開会をされるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

皆様方におかれましては、御多忙の中を御出席をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

このたびの定例会では、24件の案件につきまして御審議をお願いをいたすものでございます。案件の内容につきましては、後ほど御説明をさせていただきたいと存じます。何とぞよろしく御審議をくださいまして、御承認を賜りますようお願いを申し上げます。開会の御挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長(川本英輔議員) 議事に先立ち、諸般の報告を行います。

初めに、議会から報告を行います。

報告1 議長報告。

議長報告を行います。

去る2月20日に自治功労者等表彰式並びに広島県町議会議員研修会がメルパルク広島で開催され、県内全9町の議会議員が出席し、坂町議会から10名が出席をいたしました。

自治功労者表彰式では、全国町村議会議長会表彰を県内8名の議員が表彰され、広

島県自治功労者表彰では4名が表彰され、町議会議員として25年以上在職したとして、私が表彰されました。

また、広島県町議会議長会広報コンクールの広報紙部門で坂町議会は特選を受賞し、表彰されました。

研修会では、元廿日市市副市長川本達志氏による「地方議員のための役所を動かす質問の仕方」と題し、講演を受けました。

以上で、報告を終わります。

報告2 議会改革推進特別委員会報告。

11番奥村議員。

○11番（奥村富士雄議員） 議会改革推進特別委員会報告をいたします。

令和7年2月21日に議員報酬の見直しについて協議を行いました。

現在、全国的に町村議会の議員報酬が低額であることが問題となっており、成り手不足の要因の一つと考えられ、改善に取り組んでいる議会が多数あり、当町議会においても増額することを基本とし、他町の議員報酬の見直しの動向や増額を行う際の算出方法などを協議いたしました。今後も引き続き、協議を進めてまいります。

以上で、議会改革推進特別委員会の報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告3 広島県後期高齢者医療広域連合議会報告及び報告4 総務厚生委員会報告を行います。

安竹議員。

○7番（安竹 正議員） 後期高齢者医療広域連合議会定例会報告及び総務厚生委員会報告を行います。

初めに、後期高齢者医療広域連合議会定例会について報告いたします。

令和7年2月18日、令和7年第1回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催され、私が出席しました。

提出された9議案は、人事案件が2件、条例の一部改正が3件、令和6年度の補正予算が2件、令和7年度の当初予算が2件で、いずれも全会一致で承認されました。

なお、会議資料は事務局に提出しておりますので、参考に供してください。

以上、後期高齢者医療広域連合議会定例会報告を終わります。

続いて、総務厚生委員会報告をいたします。

まず、2月7日にはほえみタウン坂へ就労継続支援B型事業と生活介護事業について

て現地視察を行いました。

就労支援から生活能力の向上など幅広く支援しており、様々な障害の種別や程度、年齢の方が利用されていることが分かりました。

次に、2月28日にマイナンバーカード等を活用して申請書作成支援システムの運用について、政策監及び担当職員の出席を求め、説明を受けました。

このシステムの導入によって、マイナンバーカード等を読み取ることにより、住所、氏名、生年月日など、申請書に自動印字されます。窓口での負担軽減につながることを期待しております。

以上、総務厚生委員会報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告5 建設文教委員会報告。

光岡委員長。

○8番（光岡美里議員） 建設文教委員会報告をいたします。

まず、2月7日にはほほえみタウン坂へ児童発達支援センターについて現地視察を行いました。

児童発達支援センターでは、子供の成長や発達段階に応じた取組をしており、社会性や自立する力を伸ばす支援を行っていることが分かりました。

次に、2月28日に坂中学校の体育館へ現地視察を行いました。

劣化していた体育館の床面及び内壁の改修工事が完了し、生徒にとって安全で健康的な教育環境の整備が行われたことを確認いたしました。

また、今年度完了予定であったが、未完了であった事業に関し、担当課から理由等を確認いたしました。

以上、建設文教委員会報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告6 監査委員報告。

中川監査委員。

○9番（中川ゆかり議員） 監査委員報告をさせていただきます。

監査は、坂町代表監査委員である田村好孝氏及び私、中川ゆかりの2人で実施いたしました。

地方自治法第235条の2第1項の規定により、例月出納検査を令和6年11月分を12月20日、令和6年12月分を1月20日、令和7年1月分を2月19日にそれぞれ実施いたしました。

検査の結果につきましては、お手元に配付しております資料のとおり、現金の出納は適正であると認めます。

次に、令和6年10月25日から令和6年12月19日までに行了しました令和6年度定例監査の結果を令和7年2月19日に町長に提出いたしました。

以上で、坂町監査委員の報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 次に、行政から報告を行います。

報告1 町長報告。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） それでは、諸般の報告をいたします。

去る2月13日、市長、町長による意見交換会が開催され、私が出席をいたしました。

これまで県内市町は広島県から権限委譲された事務を実態調査し、見直しの必要性があると判断した事務について事務見直しの要望を行い、要望結果に基づく広島県の対応案について協議を重ねてまいりました。

会議の中では、今後、人口減少が加速することに伴い、各自治体がより一層厳しい行財政体制となることが予想されることから、改めて認識された体制上の課題を踏まえ、行政サービスの最適化について県及び市町が相互に様々な視点で検討していく旨の報告が行われました。

県からの報告を受け、各市町は権限移譲に係る事務量の増加や財源問題を早期に解決するよう、広島県に対し強く要望をいたしました。

去る2月18日、町長会議が開催され、私が出席をいたしました。

会議では、第1号議案として、令和7年度広島県町村会事業計画について、第2号議案として、令和7年度広島県町村会収支予算について審議され、これらの案件につきまして、いずれも全会一致で承認されました。

終了後には、勤続25年以上の町職員に対し、広島県町村会自治功労者表彰式が行われました。一般職員の部では、坂町職員からは広島県町村会表彰、勤続25年以上として、都市計画課係長、金子国浩君が受賞されました。

以上で、私からの諸般の報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告2 副町長報告。

村上副町長。



○副町長（村上明雄君） 安芸地区衛生施設管理組合議会について御報告いたします。

令和6年第2回定例会が12月18日に開催され、吉田町長、川本議長、榎尾会計管理者、私が出席いたしました。

当日は9件の案件が提出され、まず、監査委員の選任について、府中町、力山 彰議長を選任することについて、全会一致で同意されました。

次に、広域ごみ焼却場事業特別会計補正予算に係る専決処分として、臨時的に場外搬出を行ったことによる経費の支出について報告があり、全会一致で承認されました。

次に、人事院勧告、国家公務員の給与改定に準じて職員の給与、組合議会議員の報酬、会計年度職員の報酬に関する各条例の一部を改正した専決処分の報告があり、いずれも全会一致で承認されました。

また、刑法の拘禁刑の創設に伴う条文改正として、職員の給与条例の一部改正が可決されました。

次に、令和5年度決算認定につきましては、し尿収集処理に係る一般会計の決算額は、歳入総額5億4,735万円余、歳出総額4億9,575万円余で、差引き3,859万円余、次に、広域ごみ焼却事業特別会計決算では、歳入総額14億4,212万円余、歳出総額14億176万円余、差引き4,036万円余となり、いずれの決算も全会一致で認定されました。

次に、令和6年度一般会計補正予算では、決算剰余金について、構成団体負担金の減額並びに基金への積み増しを行うという内容で、広域ごみ焼却場事業特別会計補正予算では、剰余金を構成団体の負担金を減額するという内容で、いずれも原案のとおり可決され、閉会いたしました。

続きまして、令和7年第1回管理組合議会定例会が2月18日に開催され、吉田町長、川本議長、榎尾会計管理者、私が出席いたしました。

当日は7件の案件が提出され、まず、組合管理者である坂町長の任期満了に伴う管理者の指名推選が行われ、引き続き、吉田町長が選任されました。

あわせて、組合議員として私が、また、会計管理者には坂町榎尾会計管理者が就任いたしました。

次に、令和7年度一般会計補正予算では、小型バキューム車の購入経費を令和7年度に繰り越すという補正が、また、人事院勧告に伴う手当等の改正、休暇制度の改正に係る給与条例、休暇条例の一部改正がいずれも可決されました。

次に、令和7年度当初予算として3件が提出され、まず、関係市町の負担金の負担方法につきましては、今年度と同様の算定方法とすること、令和7年度一般会計予算では、し尿収集に係る歳入歳出予算を6億1,900万円余とすること、特別会計予算では、ごみの広域処理に係る歳入歳出予算13億7,700万円余とすることなど、いずれも原案のとおり可決され、同日、閉会されました。

以上で、安芸地区衛生施設管理組合議会の報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 以上で、諸般の報告を終わります。

これより、議事に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員には、坂町議会会議規則第125条の規定により、議長において、4番池脇雅彦議員、5番向田清一議員、6番末吉克巳議員を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月11日までの9日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

会期は本日から3月11日までの9日間に決定をいたしました。

日程第3 議案第4号「令和6年度坂町一般会計補正予算（第10号）」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第4号「令和6年度坂町一般会計補正予算（第10号）」について御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ各事業の決算見込みに基づいた補正計上を行ったことにより、既定の予算総額から3億6,172万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を80億4,397万6千円といたすものでございます。

8ページの繰越明許費補正は、計上いたしております事業につきまして、本年度内の執行が困難なことから、翌年度に繰り越す事業の追加及び変更を行うもので、9ページの債務負担行為補正につきましては、立地適正化計画策定事業を計上いたしまし

た。

地方債補正につきましては、事業の執行見込みに基づき変更を行うものでございます。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして御説明を申し上げます。

まず、歳入で、15ページの町税では、それぞれの収入見込みを計上いたしました。

18ページの地方交付税では、普通交付税の変更決定による追加交付額を計上いたしました。

20ページからの国庫支出金及び県支出金につきましては、それぞれの事業の執行見込みにより計上いたしました。

26ページの繰入金では、財政調整基金繰入金を減額をいたしました。

28ページの町債では、各事業の執行見込みにより、それぞれ計上いたしました。

次に、歳出でございます。

30ページからの総務費、財政管理費では、各事業に係る基金積立金をそれぞれ計上いたしました。

38ページの民生費、障害者福祉費では、障害児の施設利用支援に要する経費を執行見込みにより計上いたしました。

39ページからの保育所費では、私立保育園の運営に係る経費を計上いたしました。

44ページの土木費、土木総務費では、道路台帳の電子化に要する経費を計上いたし、道路新設改良費では、各事業の執行見込みにより、それぞれ計上いたしました。

45ページの港湾建設費では、海岸保全施設県営工事負担金を減額をいたし、47ページの住宅建設費では、公営住宅等用地のかさ上げ工事に伴う測量・設計業務を計上いたしました。

52ページの教育費、中学校費では、スペシャルサポートルーム整備工事を計上いたしました。

53ページからの社会教育費及び保健体育費では、各事業の執行見込みにより、それぞれ計上いたしました。

その他のものにつきましては、付記説明のとおりでございます。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

光岡議員。

○8番（光岡美里議員） スペシャルサポートルームの整備工事についてお伺いします。

こちら春休みをまたいでの工事になるかと思いますが、工事期間どのぐらいになるかですとか、その間の生徒の安全面への配慮ですとか、供用開始がいつ頃になるかといったところをお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 見田学校教育課長。

○学校教育課長（見田容子君） お答えします。

スペシャルサポートルームについてでございますが、早めの開始を予定、本来は4月、本年度に入ってすぐが目指すところではあったんですけども、諸事情により、工期のほうが3か月、一応、4月から6月までには何とか整備したいというところで計画しております。

そのほかにつきましては、スペシャルサポートルームのほうを工事するに当たりまして、現在、そのスペシャルサポートルームが、このたび、スペシャルサポートルームというものは、教室に入りにくい子供たちが、ほかの登校の子供やほかの人と視線がちょっと気になる子もいたりするので、そういった面で、今回、坂中学校の門を入りまして、すぐ左に入るところに金工室という、今、使っていない特別教室があるんですけども、そちらのほうで整備をしようと考えておりますので、そちらのほうは基本的に生徒のほうが入りのほうができないようになってますので、安全面のほうは、今までどおり立入りを気をつけて行っていこうと思います。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 末吉議員。

○6番（末吉克巳議員） 先ほど光岡議員のスペシャルサポートルームの関連でちょっと質問なんですが、このたび坂中学校のスペシャルサポートルームを整備するということですが、広島県のほうにずっとスペシャルサポートルームの申請をしていたという話をお聞きしております。このたび、じゃあそれが、広島県のほうにその申請が通ったということでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君） 末吉議員のおっしゃったとおり、坂中学校へのスペシャルサポートルーム申請が通りまして、人の配置もあるということでございます。施設のほうは、今回、補正予算でよろしくお願ひしたいということです。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

池協議員。

○４番（池脇雅彦議員） ３７ページの民生費の負担金補助及び交付金のうち、補助金の社会福祉協議会職員等とあります。説明を事前に受けましたけども、これは人件費がほとんどであるというような説明でございましたが、それ以外に何かあるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（川本英輔議員） 河野民生課長。

○民生課長（河野宏明君） お答えいたします。

こちらの坂町社会福祉協議会の補助金ですけども、こちらは全て人件費となっております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

池協議員。

○４番（池脇雅彦議員） ３８ページ、社会福祉費です。

障害児入所給付費等という扶助費ですけども、当初見込みが５９人だったという説明で、それが７６人ということになりましたけど、まず最初にお尋ねしますが、当初見込みが、これは見込みが甘かったのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 河野課長。

○民生課長（河野宏明君） お答えいたします。

当初見込みの５９名ですけども、こちらについては、令和６年度の当初に予算を計上するに当たりましては、その当時の人数、過去の人数を勘案しまして上げております。

今回、１７名増えたということなんですけども、こちらにつきましては、ほほえみタウン坂、または近隣に学習障害に特化した病院ができて、その病院が運営しております施設のほうの利用が増えているということになります。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 池協議員。

○４番（池脇雅彦議員） もう一度、ちょっとお尋ねしますが、要は見込みというか、その予測がつかない状況だったというふうに考えてよろしいんですか。それとも、後

でそういう形で、一応見込んでたけども、そのときは前年度の実績に基づいて予算を立てたということなんでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 河野課長。

○民生課長（河野宏明君） お答えいたします。

令和6年度当初時点では、見込めなかったと。その後、やはり特性のある障害があるかと思われる子供がそういった専門的な病院に受診をすることが多くなりまして、予測ができなかったということです。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） 42ページをお願いします。

42ページ、実は上のほうのいわゆるごみの処理がかなり1,010万6千円の減額になってまして、これは見込数からかなり減ってきて、ごみを減らすということで成果があったのかなと思うんですが、7年度は1億円見込んで、かなり9千万円ぐらいになると思うんですね、結果。これ、いい結果なんで、このいい傾向の理由というのは、ごみ削減はかなり動かれたんですか、どうですか。

○議長（川本英輔議員） 窪野環境防災課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） お答えいたします。

このごみの今回減額につきましては、後の1か月を見込んでの減額ということなんで、大きく何をしてこんなにごみが減ったかいうのではなく、実績によるものでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 池脇議員。

○4番（池脇雅彦議員） 39ページ、お願いします。

児童福祉費なんですけど、先ほどの社会福祉費と同じような質問になるかも分かりませんが、要するにこの補正が、これを見ますと、4つのこども園、それから保育園の一応補正出てるんですが、まず、なぎさ若竹こども園だけがちょっと桁が違う補正額になってるんですけど、この理由を教えてください。

○議長（川本英輔議員） 河野民生課長。

○民生課長（河野宏明君） お答えいたします。

なぎさ若竹こども園だけが補正額が少ないというか、額が違うということなんですけども、こちらの施設型給付費につきましては、児童の定員によって給付額が変わっておりまして、あとは0歳から6歳の間で、0歳を多く受け入れれば、その分、給付費のほうが増えるというような仕組みになっております。よって、小屋浦みみょう保育園についても定員は少ないんですけども、ゼロ歳児を多く受け入れていることから、そういった関係で差が出ているものでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） 39ページの一番上、ちょっとこれ、ひとり親家庭等日常生活支援事業、これ、37万6千円の減額なんですね、委託料の。これは当初予算から丸々減額になっていると思うんですが、この理由をちょっと教えてください。

○議長（川本英輔議員） 河野民生課長。

○民生課長（河野宏明君） お答えいたします。

こちらにつきましては、令和6年度当初予算においては、事業を実施する予定としておりましたが、その後、こちらのほう、事業を廃止することになりましたので、今回、全額を減額させていただきました。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） 事業を廃止するというのは、たしか歳入でも減額になってましたけど、国からとかなんかのほうからやめますいうふうな意味ですか、今の話は。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時36分）

（再開 午前10時36分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 河野課長。

○民生課長（河野宏明君） この事業を廃止したのは、別のメニューであります子育てヘルパー、こちらのほうに事業を振り替えたということです。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時36分）

（再開 午前10時37分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（川本英輔議員） 河野課長。

○民生課長（河野宏明君） お答えいたします。

子育てヘルパーの支援については、もっと子育て全体で使える制度のほうに移行しましたので、そちらのほうに予算を上げております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） 分からないので、子育てヘルパーというのは民生委員の方がやるような仕事なんですか。行政的にやっぱり打ち出す仕事なんですか。どういうようなことですか、その辺は。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時38分）

（再開 午前10時39分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（川本英輔議員） 藤本民生部長。

○民生部長（藤本大一郎君） すみません、ちょっと、今、詳細のほうを、もう一度、再確認させていただいて、よく説明できるような状態で答弁のほうを改めてさせていただきたいと思いますので、すみません。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） 39ページの真ん中辺に児童手当の2,194万円の減額ありますね。これ、多分、6年度に、ちょっとこのマイナス2,194万円の内容を



説明をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 河野民生課長。

○民生課長（河野宏明君） お答えいたします。

令和6年度当初においては、児童手当が6年の10月から制度が変わったんですけれども、その令和6年度当初の予算を組むときに、令和7年2月、3月分、これが令和7年4月に支払われるんですが、そちらのほうは令和6年度の予算で支払うのか、令和7年度になるのか、まだその時点では国のほうが示しておりませんでしたので、令和6年度は14か月分をまず計上させていただきました。令和6年の制度がはっきり分かった時点で、令和7年2月、3月分の支払いについては、令和7年度で支払うようにということで国のほうから通知が来ましたので、今回、減額させていただきました。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

池協議員。

○4番（池脇雅彦議員） 44ページの土木費の土木総務費ですが、道路台帳の電子化業務についてちょっとお尋ねしたいんですが、これ、総額で4,200万円という非常に高額なデータ処理というか、DXを推進するために必要なものだと思っておりますけれども、新しい地方経済生活環境創生交付金から50%補助されるということで、坂町がこれからDXを推進するためには、本当にこういった事務というか、データに対応していくというのは大切なことだと思うんですけど、実際、ここに書いてあるような、昔だったら、例えばマイクロフィルムとかで写真を撮って、非常に精度が粗い状況だったんですけど、この内容をちょっと町民の方にも分かりやすく説明していたくないでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 川上建設課長。

○建設課長（川上宏規君） お答えいたします。

今回、道路台帳を電子化ということで、こちらの予算を補正を上げらせていただきました。現在、町の窓口で道路占用等、道路台帳を紙ベースで管理しているものを、奥の倉庫のほうへ行って、その台帳を引っ張り出してきて、そこで閲覧をしているような状況で、町道名につきましても、そういったことも網羅したようなものも、今回、電子化をしていく上では、全てのことが電子化することで把握できてくるということ

でございます。現在、町道、管理道につきましては、約79キロメートルございまして、そちらの台帳を町が現在所有しております地図データと統合していきまして、そちらへどこの道路がどういう町道であるかということを電子化の際に地図の上に載せていくという形でございます。そちらにつきましては、ホームページ等、今から整備したものを公開して、町民の皆さんや業者等、道路占用等で申請に使われる方に閲覧をしていただけるような形で、ホームページだけでなく、そういった周知を今から公式LINEでございませうとか、そういったもので周知をしてまいって、利用をしていただければと考えてございます。

それから、このデータを道路台帳として最初には整備するんですが、この後に都市計画の関係でありますとか、消火栓の位置でありますとか、もろもろ町の所有しとるデータがございませう。こちらにつきまして、どんどんこういうベースのものに追加していくことによって、よりよく皆さんの利便性が高められていくものと考えてございます。

以上です。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時45分）

（再開 午前10時46分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 川上課長。

○建設課長（川上宏規君） お答えいたします。

こちらはあらゆる町が持っているそういった施設を載せることによって、現在、建設部だけでも4の係がございませう。あわせて、水道の施設であるとか、そういったものを含めると、約8業務ぐらいの窓口対応に対応できるものと考えてございまして、そちらが大体1人当たり1時間ぐらいの換算でいたしますと、今、こちらで出費したものの費用対効果といいますか、そういったものが早めに出てくるというような形の試算をしてございませう。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） 41ページ、お願いします。

41ページの下に保健衛生、新型コロナの予防接種、これ、いわゆる65歳以上の方の任意の接種だと思うんですけど、残念ながらマイナス1,193万円の減額ということで、もう一つ伸び悩んだかなと思うんですが、当初予算というのは、これ、幾らだったんですか。

○議長（川本英輔議員） 中保険健康課長。

○保険健康課長（中 篤則君） お答えいたします。

当初予算は1,917万3千円でございまして、当初は60%の接種率を見込んでおりましたが、実際には12月末時点で29.3%でございました。当初は1月末までの接種期間を見込んでおりましたが、3月末まで延長しましたので、今回、35%ぐらいを見込んで補正をしております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） いろいろと私も受けたんですが、いわゆるファイザー等々の2品種と、それから国産が3品種ですか、たしか、いう案内がございましたね。例えば国産の3品種の案内が不足しとったんじゃないかと私は思うんですけど、いわゆる町民ベースで選ぶという意味では、従来のファイザーとモデルナだけの接種場所が多かったように感ずるんですけど、その辺はどんなんですかね。国産というものを、ある程度、導入してほしかったと思うんですけども。

○議長（川本英輔議員） 中課長。

○保険健康課長（中 篤則君） お答えいたします。

コロナワクチンの予防接種のワクチンについては、各医療機関でどのワクチンを使われるかというのを選ばれるので、特段、町からこのワクチンをとというお勧めみたいなことはしてなくて、各医療機関でワクチンを選んでいただいております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

よろしいですか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) これから、議案第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(川本英輔議員) 挙手全員です。

議案第4号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 日程第4 議案第5号「令和6年度坂町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 議案第5号「令和6年度坂町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)」について御説明を申し上げます。

今回の補正は、坂町国民健康保険事業の決算見込みに基づき補正計上を行ったもので、既定の予算総額から172万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を12億8,724万3千円といたすものでございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして御説明を申し上げます。

まず、9ページの歳入で、国民健康保険税193万1千円の減額は、収入見込みにより計上いたしました。

県支出金の増額は、交付見込みにより計上いたしました。

次に、10ページの歳出で、保険給付費につきましては、それぞれの実績見込みにより計上いたしました。

また、基金積立金193万1千円の減額につきましては、国民健康保険税の実績見込みにより計上いたしました。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） 9ページ、いわゆる国民健康保険税のマイナス193万1千円、この理由は何ですか。

○議長（川本英輔議員） 小路税務住民課長。

○税務住民課長（小路朱美君） お答えいたします。

国民健康保険税の税額の減なんですけれども、被保険者自体が予想より大きく下回ったことが原因と見ております。収納率は昨年度よりアップしております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） 具体的には大体何名の減なんですか。

○議長（川本英輔議員） 小路課長。

○税務住民課長（小路朱美君） お答えいたします。

当初予算の見込み人数が2,019名でございましたが、1月1日現在で1,902人となっております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第5号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第5号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第5 議案第6号「令和6年度坂町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第6号「令和6年度坂町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」について御説明を申し上げます。

今回の補正は、坂町介護保険事業の決算見込みに基づき補正計上を行ったもので、既定の予算総額に1,817万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を13億4,313万5千円といたすものでございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして御説明を申し上げます。

まず、歳入で、9ページの保険料、介護保険料254万5千円の増額は、収入見込額に基づき計上いたしました。

また、国庫支出金、10ページの支払基金交付金及び県支出金、11ページの繰入金のそれぞれの増額は、保険給付費や地域支援事業費などの実績見込みに基づき、法定割合により計上いたしました。

次に、歳出で、12ページの総務費、総務管理費33万円の減額は、実績見込みに基づき計上いたしました。

13ページから15ページの保険給付費につきましては、要介護認定者等に係るサービス給付費をそれぞれの実績見込みに基づき計上し、地域支援事業費につきましては、要支援認定者等に係るサービス給付費を実績見込みに基づき計上いたしました。

16ページの諸支出金につきましては、地域支援事業費の確定に伴う返還金を計上いたしました。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

池協議員。

○4番（池脇雅彦議員） 13ページであります。

保険給付費の負担金補助及び交付金のところで、居宅介護サービス給付費、それからその下の施設介護サービス給付費なんですけれども、事前の説明の中でこういう説明をしているんですね。令和6年6月に介護報酬の増額改定が行われたことによる増額と考えられます。また、令和5年度末で介護療養型医療施設が廃止され、介護医療院となり、利用者も増えていることも増額の要因と考えております。考えられますとか考えておりますということなんです、それ以外の何か要因があったんでしょうか、答弁を求めます。

○議長（川本英輔議員） 中保険健康課長。

○保険健康課長（中 篤則君） お答えいたします。

それぞれ細かいサービス内容によって、人数の増減はあるのでございますが、おおよそ令和6年に行われた報酬改定による増額が主なものであろうということでございます。

また、施設介護サービスにつきましては、介護医療院ができたことにより、その利用者が増えたものが多いというのが主な理由でございますが、そのほかのサービスについても増減があるんですが、その実績見込みにより、今回、補正をさせていただいております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 池脇議員。

○4番（池脇雅彦議員） ちょっと分かったような分からないようなお答えなんですけど、要するに考えられるとか考えていますとかということであれば、ほかにも考えること、じゃあ具体的にこの増額改定で幾ら増額しているのか、あるいは、利用者も増えているから増額どうなのかとかいうことであれば分かるんですけど、要するに、ほとんどがこの今の考えているということがこの要因だというふうに理解してよろしいんでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 中課長。

○保険健康課長（中 篤則君） お答えいたします。

ほとんどが、居宅介護サービスに関しましては、報酬改定のものでございまして、施設介護サービス給付費につきましては、介護医療院の増額によるものです。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） ちょっと10ページ、繰入金、一般会計繰入金の項目で232万9千円の介護給付費の繰入金がございます。これは何に使われるものかを説明願います。

○議長（川本英輔議員） 中保険健康課長。

○保険健康課長（中 篤則君） お答えいたします。

11ページの一般会計繰入金の介護給付費繰入金の232万9千円でございますが、こちらは歳出にあります給付費に関しまして、法定負担割合で町が負担する部分の一般会計から繰り入れるものでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） ちょっとそれで、その下のほうにあります基金からの繰入金という形で受けてるじゃないですか、いわゆる169万3千円というの。これは結局一般会計の実質繰上げじゃなくて、基金からの繰入金ということになるんですかね。いわゆる介護給付費準備基金繰入金169万3千円の内容です。説明ください。

○議長（川本英輔議員） 中課長。

○保険健康課長（中 篤則君） お答えいたします。

基金繰入金の169万3千円の増額につきましては、歳出で介護サービスの給付費について不足がある部分、保険料等で賄えない部分、不足の部分を介護給付費準備基金から繰り入れるものでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） これ、準備基金の残高というのは、この補正が実行されて幾らになるんでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 中課長。

○保険健康課長（中 篤則君） お答えいたします。

介護給付費準備基金の残高でございますが、令和6年度当初は9,800万円程度ございましたが、今回、2,101万9千円程度取り崩した場合、残高としては7,700万円程度になります。

以上です。



○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第6号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第6号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

再開は11時15分とさせていただきます。

（休憩 午前11時04分）

（再開 午前11時15分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 河野民生課長。

○民生課長（河野宏明君） 失礼します。

すみません、先ほどのひとり親家庭等支援事業のマイナス37万6千円の件についてでございますが、こちらのひとり親家庭等支援事業につきましては、ひとり親家庭連合会、こちらのほうに委託して相談業務を行っておりました。

このたび、子育てヘルパー事業の中で、社協のほうにこちらは委託しているんですけども、子育て世帯もひとり親家庭も含めて相談と家事、事務の支援をしているものでございます。ですから、民生委員の活動とは別でございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員）　ということでございます。柚木議員さん、いいですか、それで。

○10番（柚木　喬議員）　それでいいですかって。

○議長（川本英輔議員）　それで終わりですね。

○10番（柚木　喬議員）　はい。

○議長（川本英輔議員）　日程第6　議案第7号「令和6年度坂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君）　議案第7号「令和6年度坂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の決算見込み及び広島県後期高齢者医療広域連合からの通知に基づくもので、既定の予算総額から394万円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億2,405万1千円といたすものでございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして御説明を申し上げます。

まず、歳入で、9ページの後期高齢者医療保険料403万8千円の減額、繰入金、一般会計繰入金9万8千円の増額、次に10ページの歳出で、後期高齢者医療広域連合納付金394万円の減額は、それぞれ広域連合からの通知に基づき計上いたしました。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員）　これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

柚木議員。

○10番（柚木　喬議員）　ちょっと9ページのほう、歳入のほうのいわゆる特別徴収と普通徴収の入替えいいですか、入替えになるんですね。この上のほうの特別徴収の保険料というのは、908万9千円というのは広域連合からの通知ですか、全て、いうことですかね、ちょっと確認。

○議長（川本英輔議員）　小路税務住民課長。

○税務住民課長（小路朱美君）　お答えいたします。

坂町と連携はしておりますけれども、広島県後期高齢者医療広域連合からの通知による減額となっております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） これ、もともと補正前の額を見てもらったら分かると思うんですけども、約74%の特別徴収の保険料になるんですね。計算してもらったら分かるんですが、74%、特収がね。いうことと、数字をちょっと見てるんですが、過去、やっぱり70前後が普通の状態じゃないかと思うんですが、本来、当初予算でこれなんていうのは分かることじゃないんですかね。その辺のちょっと結果を、広域連合からの通知で起きるのは分かるんですが、いわゆる当初予算で、本来、この割合比は分かるんじゃないかと思うんですが、その辺はどんなですか。

○議長（川本英輔議員） 小路課長。

○税務住民課長（小路朱美君） お答えいたします。

確かにちょっと見込みと大きくずれている部分はあるんですが、主に特別徴収が減額となる原因といたしましては、死亡によるものが多いことが原因となっております。今年度が死亡が原因とする特別徴収の中止が多かったことが原因の一つと考えられます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第7号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第7号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第7 議案第8号「（仮称）町道植田水尻側道線の設置に伴う工事等に関する令和7年度契約の締結について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第8号「（仮称）町道植田水尻側道線の設置に伴う工事等に関する令和7年度契約の締結について」御説明を申し上げます。

本議案は、西日本高速道路株式会社中国支社に委託をしている町道植田水尻側道線の建設工事等につきまして、「（仮称）町道植田水尻側道線の設置に関する工事等細目協定」第7条第1項の規定に基づき、令和7年度契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

令和7年度の工事等委託料は2億6,890万円でございます。

概要につきましては、建設課長から説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 川上建設課長。

○建設課長（川上宏規君） それでは、（仮称）町道植田水尻側道線の設置に伴う工事等に関する令和7年度契約の概要について御説明いたします。

町道植田水尻側道線は水尻地区の住民やベイサイドビーチ坂の利用者等が津波災害や土砂災害時における円滑な避難、支援、復旧活動等を速やかに行うため、広島呉道路の4車線化事業に併せて西日本高速道路株式会社中国支社に委託し、整備してございます。

このたび、工事等細目協定第7条第1項に基づき、計画の最終年度である令和7年度契約を締結するものでございます。

令和7年度の工事箇所につきましては、A3横の参考資料を御覧ください。

桃色部分で示しております広島呉道路を含む令和7年度の施工箇所は、NEXCOさんが施工するもの、町が町の町道部分を施工するものを合わせたもので着色をいたしてございます。

令和7年度の施工箇所につきましては、町道部分につきましては青枠で囲んだ部分が該当いたします。中央部に書いてございますが、施工内容といたしまして、切土工約6,500立方メートル、盛土工約5千立方メートル、ブロック積み工約1,500平方メートル、軽量盛土工約300立方メートル、舗装工約3,300平方メートルでございます。

工事の期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日までとし、工事等委託費用は2億6,890万円でございます。

以上で、概要説明を終わります。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

末吉議員。

○6番（末吉克巳議員） 令和7年度の締結2億6,890万円ですが、図面のほうを見ますと、のり面のほうが3段ぐらいですか、ピンク色になってます。以前、昨年ですか、説明があったときは、このピンク色3面のほうも全て令和6年度中には終わるような説明というか、そういった図面がございました。このたび、このピンク色の3段ですか、のり面3段、これも工事、このたび、令和7年度のほうで書いてあります。ということは、進捗状況が遅れとるような部分とかが何かございましたでしょうか。それとも、今現在はこういう状態でも普通に順調にいったる状態でしょうか。

○議長（川本英輔議員） 古屋敷基盤整備担当課長。

○基盤整備担当課長（古屋敷 貢君） お答えいたします。

工事のほうは順調にしております。しかしながら、昨年度の図面との比較で、同じ箇所が塗られているのは、昨年度、硬い岩盤が出たことから、少し工事の進捗が遅れたといったところで、工事費の増額が幾分ございました。そのために、今年度、この部分、下3段がちょっと残っているという状況でございますが、工事のほうは順調に進んでおりますので、来年度、完了に向けて工事のほうを推進しております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

池脇議員。

○4番（池脇雅彦議員） 契約の方法についてなんですが、議員の役目としてちょっとお尋ねします。

随意契約にした理由を教えてください。

○議長（川本英輔議員） 山本企画財政課長。

○企画財政課長（山本 保君） お答えいたします。

こちらにつきましては、令和４年度に令和７年度までの協定を既に締結をいたしておりますので、年度契約ということで、全体の総額は変わらずに、令和７年度だけのものを今回議決をいただくものでございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○１０番（柚木 喬議員） 先ほど４回にわたる契約で、最終契約年度でこのたび７年度契約を結ぶということをおっしゃいました。一応、総金額というのは幾らで、ぴったりですか。その辺の内容を説明をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 川上建設課長。

○建設課長（川上宏規君） お答えいたします。

全体の協定金額といたしましては９億９,７８７万１千円でございます。このうち今回の最終の２億６,８９０万円を契約いたすものでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○１０番（柚木 喬議員） ４回分足したらどうなりますか。同じになりますか。ちょっと申し訳ないけど、細かいことやけど、ちょっと端数が発生して、４回の合計金額を足したら、ちょっと端数が発生するんで、その辺はどうなんじゃろうかなと思って、今、質問してるんですが。

○議長（川本英輔議員） 山本課長。

○企画財政課長（山本 保君） 当初の協定を締結したときの協定の金額が９億９,７８７万１千円でございます。契約につきましては、令和４年度から令和７年度まで４回ほど契約を締結をさせていただきまして、総額で９億９,７８５万４,９９５円でございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○１０番（柚木 喬議員） その端数はどうするんですか。ジャストにするんですか。

○議長（川本英輔議員） 山本課長。

○企画財政課長（山本 保君） そちらの金額で契約をいたしますので、その金額をお支払いをいたします。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

奥村議員。

○11番（奥村富士雄議員） 7年度まで、今の工事が完成するんが8年3月31日と
いうようなことなんですけども、ここの工事が完成して、供用開始ということにはなら
ないんですかね。ここから、今度、水尻内の町道の工事もあるということで、そこら
辺の工事の計画も併せて説明いただけたらと思います。

○議長（川本英輔議員） 川上建設課長。

○建設課長（川上宏規君） お答えいたします。

参考資料2枚目の図面を御覧いただきたいのですが、水尻側に赤色で示しております
のが町が単独で施工する部分でございます。現在の計画では、令和7年度までをN
E X C Oさんに施工を、このピンク色の部分までをしていただく。その後、町のこの
赤色に塗っている部分のほうの工事に町が着手していくということでございます。こ
の延長につきましても、約2か年程度はかかるかと町のほうでは考えてございます。

また、一応、令和7年度までの契約といたしてございますが、何らかの遅れが生じ
まして、またこちらの現在契約するものが繰越しという事態になれば、また1年ずれ
込むような形になるものと考えてございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員）　これから、議案第8号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙　手　全　員）

○議長（川本英輔議員）　挙手全員です。

議案第8号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員）　日程第8　議案第9号「小屋浦小学校グラウンドフェンス改修工事変更請負契約の締結について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君）　議案第9号「小屋浦小学校グラウンドフェンス改修工事変更請負契約の締結について」御説明を申し上げます。

本工事につきましては、令和6年7月2日に有限会社かわおか建興と随意契約を行いましたが、ブロック擁壁改修工事の追加に伴い、予定価格が5,000万円以上となったため、この変更契約の締結について議会の議決を求めるものでございます。

工事の概要につきましては、学校教育課長から説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員）　見田学校教育課長。

○学校教育課長（見田容子君）　小屋浦小学校グラウンドフェンス改修工事の概要につきまして御説明申し上げます。

老朽化により危険な状態である小屋浦小学校のグラウンドフェンスを撤去し、新設する改修工事を行っているところではありますが、グラウンドフェンス及び防球ネットの鉄柱設置の基礎となる擁壁の一部について、旧鉄柱を撤去の際、石垣擁壁であり、経年劣化が原因でひび割れや崩壊部分が確認されました。新たな鉄柱設置に当たり、関係機関の指導の下、安全面を考慮し、既存の石垣擁壁修繕ではなく、新たにブロック擁壁の築造工事となりました。

また、建設中、近隣住民の方からフェンスを越えたボールに対する心配の声があり、フェンス越えのボールによるけがなどの人的被害や住宅などへの物的被害を防ぐため、さらなる安全面を考慮し、再検討した結果、一部の防球ネットの下部分、防球フェンスの一部分について、当初の設置予定のネット、フェンスのサイズが変更となり、変

更契約に至りました。

なお、ブロック擁壁の改修工事の着手に当たりましては、敷地部分に設置されている既存の電柱の移設が必要となり、電柱移設の完了後の擁壁工事の着手となったために、工期につきましても、令和6年7月に契約後、保護者の皆様、近接住民、小屋浦地区の住民の皆様には、工事についての御理解や御協力をいただき、学校の夏季休業時に工事のほうを着工し、当初の予定では10月末の完成でございました。しかし、令和7年3月末の工期の延長となりました。工期の変更により、皆様には大変御迷惑をかけておりますが、引き続き、児童や地域の皆様の安全確保に細心の注意を行い、安全対策等について指導を発注業者に行い、万全を期し、完了に向け工事を実施しているところではございます。

以上で、小屋浦小学校グラウンドフェンス改修工事の概要説明を終わります。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

池脇議員。

○4番（池脇雅彦議員） 先ほどと同じで、随意契約をした理由を教えてください。

○議長（川本英輔議員） 山本企画財政課長。

○企画財政課長（山本 保君） お答えいたします。

本工事につきましては、令和6年6月25日に指名競争入札を実施をいたしました。

10社ほど指名をいたしまして入札会を行いましたけども、2回の入札で不落になりまして、打切りとさせていただきました。それに伴いまして、自治令の167条の2第1項第8号の規定に基づきまして、随意契約で見積り合わせを実施をいたしました。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

池脇議員。

○4番（池脇雅彦議員） 随意契約については理由は分かったんですが、やはりここに至るまでの経緯で、調査、それから関係機関とはどこで協議したのか、ちょっとその辺を詳しく説明してください。

○議長（川本英輔議員） 見田課長。

○学校教育課長（見田容子君） お答えします。

調査については、事前にある程度の実施の調査をいたしまして、建設のほうの仕様

のほうをつくらせていただいているところではございますが、実の工事に当たり、先ほどの擁壁など、あと地面を掘ったときにいろんなものが出てきたりという形で、廃棄量等、ちょっと予測のできない工事の変更のほうもございました。

安全面のほうの指導につきましては、建設課のほうの方とともに西部建築事務所のほうとも相談、報告させていただきながら指導を受けて、工事の実施をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第9号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第9号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第9 議案第10号「坂東環状線道路改良（その2）工事請負契約の変更について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第10号「坂東環状線道路改良（その2）工事請負契約の変更について」御説明を申し上げます。

本工事につきましては、令和6年議案第1号で議決をいただき、広島ガステクノ・

サービス株式会社と１億８，５３５万円で契約を締結をしたところでございますが、本工事に付替え町道工事を追加したことにより、契約金額を４，０１５万円増額し、２億２，５５０万円といたすものでございます。

変更の概要につきましては、建設課長から説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 川上建設課長。

○建設課長（川上宏規君） それでは、坂東環状線道路改良（その２）工事請負契約の変更概要について御説明いたします。

当該工事は令和６年１月２９日に契約の議決をいただき、工事用道路１６５メートル、本体工事１５０メートルの整備について発注いたしました。

施工区間にある付替え町道の地権者の承諾が得られましたことから、令和６年１１月にこの箇所を追加し、工期を３月末まで延伸する旨の説明を議会の皆様にさせていただいたところでございます。

主な変更内容でございますが、参考資料を御覧ください。

資料の右側に示してございます赤色の字で書いてございます付替え町道補強土擁壁２４２平方メートルに約３，５００万円の増額、中央部に示しておりますコンクリートブロック積み工、緑色の部分でございますが、１０３平方メートルの増工により、約５００万円の増額となっております。

その他、各工種の増減に伴いまして、約１５万円の増額で、合わせて４，０１５万円の増額となったものでございます。

以上で、変更概要の説明を終わります。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

末吉議員。

○６番（末吉克巳議員） 坂東環状線道路改良（その２）で付替え町道の工事追加４千万円増額の件ですが、先ほど説明がございました主な変更は、地権者の承諾が得られたということですが、昨年の１２月の定例会の補正のとき、１工区のその３の請負締結のときでは、説明のときは未買収があと１件あるという説明を受けました。このたび、その地権者の承諾を得られたということは、これで未買収の方が全て完了して、全て買収が完了したということでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 古屋敷基盤整備担当課長。

○基盤整備担当課長（古屋敷 貢君） お答えいたします。

こちらのほう、買収が残っていたところにつきましては、契約の締結のほうは済んでおります。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第10号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第10号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第10 議案第11号「坂町工場立地法地域準則条例の制定について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第11号、坂町工場立地法地域準則条例の制定につきまして御説明を申し上げます。

工場立地法の規定に基づく緑地面積率等を定める広島県準則条例の廃止に伴い、本町で適用すべき準則を定めるものでございます。

地域の実情に応じた準則を定めることにより、限られた工場用地を有効活用し、産

業振興を図るため、緑地面積率等を緩和するものでございます。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

末吉議員。

○6番（末吉克巳議員） このたび、坂町工場立地法地域準則条例の制定ですか、これ、広島県のほうが工場立地法第4条の2第1項の規定を廃止するということで、新たに坂町のほうで制定するということですが、これは今まで県の条例を活用していたということでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 山本企画財政課長。

○企画財政課長（山本 保君） お答えいたします。

議員さんおっしゃられますとおり、今までは広島県さんの条例に基づいて緑地面積率等が定められておりました。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 末吉議員。

○6番（末吉克巳議員） ということは、じゃあもう広島県の各市町は各自治体ごとにこういった条例を制定するということで進めてられるのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 山本課長。

○企画財政課長（山本 保君） 他の自治体さん、制定されるところもあれば、されない自治体さんもございます。その町とか市によって様々な御事情はあろうかと思いますので、市町によって様々でございます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時48分）

（再開 午前11時48分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第 11 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第 11 議案第 12 号「坂町部設置条例の一部改正について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第 12 号「坂町部設置条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

このたびの改正は、令和 7 年 4 月 1 日の役場組織の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

総務部内にデジタル改革推進室を開設し、DX 推進計画の企画立案から実行、行政・地域課題の解決、業務改革など、情報通信技術を活用した行政改革の取組をより一層推進するため、総務部の分掌事務に「DX（デジタル改革）に関すること」を追加をいたすものでございます。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

末吉議員。

○6番（末吉克巳議員） このたび、設置条例でデジタル改革推進室を設置されるいうことですが、今現在、坂町のほうは自治体クラウドのほう、ガバメントクラウドのほうを進めておられます。自治体クラウドとかそういったものもこのデジタル改革推進室のほうで進められるのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 鳴川政策監。

○政策監（鳴川雅彦君） お答えいたします。

ガバメントクラウド、いわゆる基幹系情報システムの標準化等に伴う改正でございますけれども、それにつきましては、DX推進室と、それから総務課のほうで一緒になしまして推進していくということになります。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第12号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第12号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第12 議案第13号「職員の給与に関する条例等の一部改正について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第 13 号「職員の給与に関する条例等の一部改正について」御説明を申し上げます。

このたびの改正は、令和 6 年人事院勧告に準拠するため、条例の一部を改正をいたすもので、主な改正内容といたしましては、平日深夜に係る管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯の拡大、扶養手当の見直し、通勤手当の支給限度額の引上げ、地域手当の支給割合の変更等でございます。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第 13 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第 13 号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第 13 議案第 14 号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第 14 号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について」御説明を申し上げます。

人事院規則の一部改正により、国の改正に準じて条例の一部を改正をいたすものでございます。

主な改正内容といたしましては、超過勤務の免除の対象となる子の範囲を3歳未満から小学校就学前に拡大及び介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度に関する周知の強化等に関して定めるものでございます。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第14号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第14号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第14 議案第15号「公益的法人等への職員の派遣に関する条例等の一部改正について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第15号「公益的法人等への職員の派遣に関する条例等の一部改正について」御説明を申し上げます。

このたびの改正は、令和7年度から地方公共団体情報システム機構に職員を派遣す

るに当たり、派遣先である公益的法人等を条例で定めることとなっているため、新たに「地方公共団体情報システム機構」を追加をいたすものでございます。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

中川議員。

○9番（中川ゆかり議員） 地方公共団体の情報システム機構に派遣されるようにこの条例をつくるということですが、もし派遣されるとしたら、何名でどのくらい期間を考えてられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 西谷総務課長。

○総務課長（西谷伸治君） お答えいたします。

現在のところ、機構のほうには1名の職員を派遣することを想定しております。最長で2年なんですけれども、現在のところ1年をめどというか、1年で1名を派遣するように予定しております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

池脇議員。

○4番（池脇雅彦議員） そもそも地方公共団体情報システム機構とはこういった組織なんでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 西谷総務課長。

○総務課長（西谷伸治君） お答えいたします。

地方公共団体情報システムとは、法律等でも決まっておるんですけれども、主に国の情報システムを請け負う機関となっております。主なものとしたしましては、マイナンバーカードでありますとか、住民基本台帳ネットワークシステムの運営管理、その他、先ほど申しましたマイナンバー制度における情報連携、総合行政ネットワークL G W A Nのそういった国の情報をつかさどる団体となっております。

以上です。

追加なんですけれども、地方公共団体情報システム機構、略してJ－L I Sというふうに我々のほうは略して申しておりますので、以上です。すみません。

○議長（川本英輔議員） 池脇議員。

○4番（池脇雅彦議員） 大変今の坂町に必要な、そういったまさにDXの知識、あるいは、そういったもののノウハウですか、収集すると思うんですけども、例えばその機構から坂町へ来られるというようなことはないんですか。

○議長（川本英輔議員） 西谷課長。

○総務課長（西谷伸治君） 答えいたします。

このたびの派遣につきましては、こちらからの送るだけの派遣となっております。各地方自治体のほうで情報化の人材やICTの人材育成を目的としておりまして、このたび1名を派遣して、勉強して帰ってもらうようになっております。

プロパーのJ-LISの職員といたしましては340名ほどおられて、各市町からのこういった情報人材の育成ということで大体34名から35名ほど、毎年、受け入れてもらっていると伺っております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第15号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第15号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 午前中の会議はこの程度にとどめ、暫時休憩いたします。

再開は午後1時とさせていただきます。よろしくお願いします。

(休憩 午後 0時00分)

(再開 午後 1時00分)

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第15 議案第16号「坂町レクリエーション農園設置及び管理条例の一部改正について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第16号、坂町レクリエーション農園設置及び管理条例の一部改正につきまして御説明を申し上げます。

このたびの改正は、農地所有者が管理しているレクリエーション農園を農地所有者の要望に基づき坂町が管理することに伴い、新たに坂町が管理する農園の位置を条例に追加するため、坂町レクリエーション農園設置及び管理条例の一部を改正をいたすものでございます。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第16号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第16号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第16 議案第17号「坂町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第17号「坂町国民健康保険税条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

このたびの改正につきましては、令和12年度から令和17年度の間で広島県内の保険税水準の完全統一が行われることとなり、完全統一年度までの間は調整期間として各市町において保険税率の調整を行うこととなりました。

本町といたしましては、県の推計した標準保険税率に段階的に合わせる形で保険税率の改定を行うものでございます。

その他の改正につきましては、国民健康保険法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額の引上げ、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正をいたすものでございます。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

向田議員。

○5番（向田清一議員） 課税限度額が上がる問題で、対象者がどれぐらいいて、どれぐらい収入が増えるかお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 小路税務住民課長。

○税務住民課長（小路朱美君） お答えいたします。

令和7年度の試算において、課税限度額を超過する世帯が10世帯の見込みでございます。限度額を超過する税額といたしましては、540万円の見込みとなっております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

向田議員、番号を言ってください。

向田議員。

○5番（向田清一議員） 5割軽減、2割軽減がありますが、この方がどの程度のメリットがあつて、どれぐらいの世帯がいらっしゃるかお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 小路課長。

○税務住民課長（小路朱美君） お答えいたします。

軽減判定に係るもので、2割、5割、7割とあるんですけれども、対象世帯が全体の6割で、759世帯の見込みで、人数といたしましては1,114名の見込みでございます。額といたしましては、合計で3,970万円の保険税が減免見込みでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第17号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第17号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第17 議案第18号「坂町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第１８号「坂町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

このたびの改正は、消防団におけるシニア層の活躍を推進する観点から、消防団員退職報償金の区分に新たに「３５年以上」区分を追加するよう政令が改正されることに伴い、所定の改正を行うものでございます。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第１８号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第１８号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第１８ 議案第１９号「坂町自転車等駐車場条例の一部改正について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第１９号「坂町自転車等駐車場条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

この議案は、坂駅北口自転車等駐車場の上屋設置に伴い、使用料を坂駅南口自転車

等駐車場と同額になるように改正をいたすものでございます。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第19号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第19号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第19 議案第20号「坂町留守家庭児童会設置条例の一部改正について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第20号「坂町留守家庭児童会設置条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

このたびの改正は、坂町留守家庭児童会の土曜日及び長期休業中等の学校休業日における開設時間に係る字句の整理を行うことに加え、保護者負担金につきましては、近年の物価の高騰や光熱水費の上昇により運営に係る経費が増加していることから、今後のサービスの充実、安定的な運営を行うためにも、受益者負担の観点から応分の負担を求めるものでございます。



内容としたしましては、1人当たり月額2,000円から3,000円に、2人目以降の負担金を月額1,000円から規定月額の半額とし、1,500円に改定をするものでございます。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

中川議員。

○9番（中川ゆかり議員） 全協でも負担金増や開設時間の変更等の説明がありました  
が、改めて開設時間やそれに至った経緯等をお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 福嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（福嶋浩二君） お答えいたします。

開設時間の変更につきましては、保護者からの希望等もございまして、指導員の延長、勤務延長や近隣市町の状況も含めて検討してまいりました結果、今回の決定に至ったものでございます。

また、負担金の増額につきましても、近年の物価の高騰であるとか、光熱費に加え、人件費ともに運営費用の運営に係る経費の増加により、また、こちらのほうも近隣市町の状況も踏まえて検討した結果、今後のサービスの充実や安定的な運営を行うためにも、受益者負担の観点から、応分の負担を求めるために条例改正のほうについて上程させていただいたものでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○9番（中川ゆかり議員） 増については致し方ないというふうに受け止めております  
が、開設時間等に伴って、指導員を増やすとか、そういうことは考えておられるのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 福嶋課長。

○生涯学習課長（福嶋浩二君） 指導員の増も踏まえて、この件に関しましては、事前に指導員のほうと何度も打合せのほうを行いまして、こういった開設時間の延長等を含めて検討した結果でございます。もしそれでシフトのほうが回らなくなるようであるということであれば、また予算の範囲内で増員をして、シフトの工夫等をしながらということも考えていかなければいけないと思っております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

向田議員。

○5番（向田清一議員） 値上げになってるんですが、この経緯をちょっと具体的に説明していただけますか。今、物価高で非常に困ってる方がたくさんいらっしゃる中で、こういう状態はちょっといけないと思いますが。

○議長（川本英輔議員） 福嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（福嶋浩二君） そちらも踏まえまして、いろいろと検討いたしました。ただ、町の運営のほうにつきましても、先日、お配りをさせていただいた資料でございますが、令和5年度、6年度、比べましても、大体運営経費といたしまして約670万円ぐらいの増加となっております。そのことを踏まえた上でも、やはり応分の負担を求めるという意味で値上げのほうをさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

向田議員。

○5番（向田清一議員） この負担増によって、どれぐらいの必要経費がかかるんでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 福嶋課長。

○生涯学習課長（福嶋浩二君） 7年度の見込みでございますが、歳入のほうで、この値上げをすることによって、大体197万円ぐらいの負担金の増を見込んでおります。

また、今の歳出のほうにつきましても、今年度、5年度、6年度と比べまして、約674万円増えておりますけども、もう少し歳出のほうは増える予定となっておりますので、経費といたしましては、約20%ぐらいの、歳入のほうが歳出全体と比べて20%ぐらいの収入となっております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

○議長（川本英輔議員） 番号を言ってください。

向田議員。

○5番（向田清一議員） この物価高においては、この値上げは認められないので、撤回してもらいたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 向田議員さん、反対討論をしよるわけじゃろ。

○5番（向田清一議員） はい。

○議長（川本英輔議員） ちょっと反対討論になつたらんような気がするんじゃが、中身がちょっとよう分からんです。

それでいいんですか。今のでいいんですね。

○5番（向田清一議員） いいです。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

光岡議員。

○8番（光岡美里議員） 保護者の働く環境も変わっていることから、時間の延長はどうしても必要になってくると思います。それに伴いまして、負担の増加もあるんですが、最小限に抑えられていると考えられますので、賛成討論といたします。

○議長（川本英輔議員） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第20号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙 手 多 数）

○議長（川本英輔議員） 挙手多数です。

議案第20号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第20「令和7年度町長施政方針」を議題にします。

令和7年度町長施政方針の表明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 令和7年度の坂町政を推進するにあたりまして、施策の方針を申し述べ、町民の皆様方の御理解と御協力をいただきたいと存じます。

平成30年7月豪雨災害の復旧工事は完了し、小屋浦地区のにぎわい創出に向けた再開発事業への本格的着手など、復興へ向けて大きくかじを切ったところでございますが、物価高騰や円安の影響は根強く、本町を取り巻く経済状況は厳しさを増しております。

こうした状況を踏まえ、本町では物価高騰の影響を受ける家計や事業者等の負担を軽減すべく、給食費支援事業や社会福祉事業者に対する支援金の給付など、町独自の様々な支援施策を実施をしてまいりました。

また、復興に向けた原動力であり、坂町の将来を担う子供たちの健やかな成長を支援し、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、こども医療費助成制度の拡充や安全で充実した教育環境の整備など、子ども・子育て施策につきましても、強力で推進をしてまいりました。

今後も、物価高騰、円安等の経済情勢などを見極めながら、地域密着、住民密着を常に念頭に置き、臨機応変に町民生活を守り抜く施策を講じてまいる所存でございます。

さらに、今後は小屋浦地区の再開発事業はもとより、県道坂小屋浦線整備事業や国道31号の4車線化と歩道整備の促進、また、老朽化が進む保健センターの建て替えや給食費支援事業、平和教育の充実など、町民の皆様とともに「がんばろう坂町」を合言葉に、将来に向け町民が希望を抱けるよう、全身全霊で邁進をしてまいります。

また、保健・福祉総合相談室の活用や坂町循環バスの土曜日運行など、誰もが健康に暮らせ、快適な生活が送れるよう、継続して取り組んでまいります。

さらに、まちの将来像である「自然に恵まれた健康で文化的な住みよいまち」と、その基本テーマである「災害から復興し、みんなにやさしいまち坂町」の実現に向けた取組をより一層加速させ、被災前よりも安全で安心して暮らせるまちづくりを推進してまいります。

また、本町の課題である地域間の格差の解消と均衡ある地域の発展、次世代に向けた持続可能な地域を構築するため、県道坂小屋浦線を骨格とした「道路整備」や土砂災害防止のための「危険箇所整備」、砂防堰堤などを含む「河川整備」の三位一体の防災対策を引き続き推進してまいります。

こうした取組を着実に進めるためには、財源を安定的に確保することが必要となりますが、国・県の補助金・交付金も極めて厳しい状況の中、財源確保が困難な場合には、議会の皆様と御相談をしながら、事業の性格に応じた新たな財源についても検討していかなければならないと考えております。

次に、地方創生につきましては、「第2期坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の下、人口減少対策を推進し、持続可能な地域社会の実現に向け取り組んでまいりましたが、令和6年10月に新内閣が発足し、国において「新しい地方経済・生活環境創生本部」が設置され、今後10年間に集中的に取り組む基本構想が示されました。これらを踏まえ、令和7年度に第3期坂町地方創生総合戦略を策定をいたします。

また、地方創生を今後さらに加速化・深化させていくためには、坂町の個性と豊かさを生かしつつ、都市部に負けない利便性や生産性を兼ね備えていくことが求められており、これらを進めていく上で必ず発生をいたします諸課題の解決には、デジタルの力を全面的に利用していくことが重要であると考えております。

本町では、令和3年10月に「坂町DX（デジタル・トランスフォーメーション）推進計画」を策定し、行政広報のデジタル化をはじめとし、町内公共施設オンライン予約システムの導入、子育て・介護関係の行政手続のオンライン化など、着実にデジタル技術の導入による住民利便性の向上に取り組んでまいりました。

また、令和6年度からはDX推進体制の一層の強化を図るため、広島県が構築する情報人材の市町共有制度を通じて専門人材を受け入れ、住民との接点である役場窓口における申請手続の効率化と住民利便性の向上を図るため、様々な業務改革を推進いたしております。

令和7年度におきましては、こうした取組をさらに進め、新たに「デジタル改革推進室」を設置し、単なるデジタル化にとどまらず、デジタル技術の導入により、業務そのものを変革する「トランスフォーメーション」の実現を念頭に、行政事務の効率化と業務改革を同時に推進することで、住民相談体制の充実や手厚い支援など、これまで以上に坂町らしい心の通う行政サービスを実現をしてまいります。

また、「デジタルとアナログの共生社会」の実現を念頭に、デジタルの活用に不安を抱かれる高齢者等が取り残されることのないよう、引き続き、スマートフォン教室の開催などを通じ、デジタル技術になれ親しんでいただくことで、坂町ならではの「人に優しいデジタル変革」を積極的に推進してまいります。

一方、まちづくりの基本は人と人とのつながり、地域との協働が重要でございます。各地区住民福祉協議会ともさらなる連携を深め、住んでみたい町、住み続けたい町となるよう、親から子へ、子から孫へと歴史・文化・地域を守り、30年先も50年先も、坂町が坂町であり続けられるまちづくりを町民の皆様と一体となって創造してまいります。

こうした地域との連携を通じて、町民と行政がまちづくりの目標を共有し、地域密着、住民密着の行政サービスに努め、「小さくても光り、輝きのあるまち」にするため、私以下、全職員が横断的に連携を取り、チームワークを大切にして取り組んでまいり所存であり、令和7年度におきましては、主に次の諸事業を展開してまいりたいと考えております。

- ・物価高騰などによる厳しい経済情勢から町民生活を守り抜くための

- 「臨機応変な物価高騰対策等の実施」

- ・平成30年7月豪雨災害からの復興のための

- 「小屋浦地区再開発事業の推進」

- 「道路等社会基盤の強靱化」

- 「被災者への相談支援体制の継続」

- 「防災行政無線戸別受信機の無償貸与」

- 「災害に強いまち・人づくり」

- 「災害伝承ホールの活用」

- ・新しい人の流れをつくり、転入による定住人口を増やす

- 「第3期坂町地方創生総合戦略の策定」

- 「三世代同居・近居の推奨」

- 「空家利活用の促進」

- 「子育て世帯引越支援事業の実施」

- 「地方創生移住支援事業の実施」

- 「地域おこし協力隊活動の促進」

- ・交通体系を形成する

- 「県道坂小屋浦線の促進」

- 「環状線道路事業の推進」

- 「町内循環バス事業の推進」

- 「都市防災総合推進事業（避難路）の推進」
- 「国道３１号の４車線化と歩道整備の促進」
- ・都市の根幹的施設としての
  - 「橋梁等の老朽化対策事業の推進」
  - 「公園遊具等長寿命化計画事業の推進」
  - 「下水道長寿命化計画事業の推進」
  - 「下水道事業会計の効率化・健全化の推進」
  - 「安芸衛生センターし尿前処理施設整備事業の推進」
- ・美しいまちづくりを推進する
  - 「環境美化事業の推進」
  - 「一般廃棄物処理基本計画の策定」
  - 「環境基本計画の策定」
- ・災害等の防止・軽減に対応した
  - 「砂防堰堤等の再度災害防止対策事業の促進」
  - 「都市防災総合推進事業（防災公園）の推進」
  - 「海岸環境整備事業の促進」
  - 「森山北漁業基地の防波堤事業の促進」
  - 「横浜排水区浸水対策事業の推進」
  - 「建築物及びブロック塀等の耐震化の促進」
- ・総合的な福祉サービスの提供を推進するための
  - 「保健・福祉総合相談室の活用」
  - 「福祉事務所の充実」
  - 「第１次福祉のまちづくり計画の推進及び次期計画策定への着手」
  - 「生活困窮者自立支援の充実」
  - 「保健センター機能を備えた新たな施設の検討」
- ・生き生きとした生活を実現するための
  - 「第３次健康さか２１の推進」
  - 「第３期データヘルス計画、第４期特定健康診査等実施計画の推進」
- ・安心して出産や子育てができるまちづくりのための
  - 「坂町版ネウボラの推進」

「母子保健D Xの推進」

- ・活力ある長寿社会を創造するための

「第10期高齢者保健福祉計画、第9期介護保険事業計画の推進及び次期計画策定への着手」

「地域共生社会に向けた地域包括ケアシステムの強化」

「高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業の実施」

- ・障害により分け隔てられることなく地域で生活するための

「第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の推進及び次期計画策定への着手」

「障害福祉サービスの充実」

- ・子ども・子育て施策の強化のための

「こども医療費の助成」

「保育園、こども園及び小中学校の給食費の支援」

「安全で充実した教育環境の整備」

- ・子育てにやさしい環境整備のための

「第3期子ども・子育て支援計画の推進」

「こども家庭センターの充実」

「妊娠期から出産・子育て期まで一貫した伴走型相談支援の充実」

- ・乳幼児保育の充実のための

「地域に根ざした保育及び幼児教育の推進」

- ・地域づくり人づくりの核となる

「生涯学習社会の推進、生涯スポーツ社会の振興」

「地域とともにある学校づくりの推進」

- ・伝統文化を大切にする社会の推進、郷土愛の醸成を図るための

「芸術・文化活動の振興」

「偉人マンガの活用」

「六角御輿の活用」

- ・教育環境と教育内容の充実のための

「平和教育の推進」

「SSR（スペシャルサポートルーム）の整備による不登校児童生徒への支援



の充実」

「タブレット端末の更新、ＩＣＴを効果的に活用した教育の推進」

「小・中学校英語教育の充実」

「エコフレンドリーに資する環境教育の推進」

「環境を考慮した安全で防災機能を強化する学校施設の整備」

・観光レクリエーションの振興と交流人口増加のための

「ベイサイドビーチ坂の賑わい創出」

・地域課題の解決と行政事務の高度化・効率化のための

「デジタルとアナログの共生社会の実現」

「デジタル技術を活用した行財政改革の推進」

「窓口改革の推進による住民負担の軽減と利便性の向上」

「高齢者等の不安を解消するスマホ教室等の開催」

「情報人材の育成」

・情報発信機能を強化するための

「町公式ホームページ・町公式ラインの充実」

「テレビのデータ放送を活用した情報発信」

「仮想現実（ＶＲ）を活用した観光施設の魅力発信」

・公共施設の中長期的な維持管理のための

「町民ひろば及び社会教育施設長寿命化計画の推進」

こうした事業を議会の皆様をはじめ、町民の皆様の英知と御理解、御協力を支えに「希望と生きがいを感じ得る、より豊かなまち」を目指して、全力を挙げて取り組んでいく決意でございます。

以下、主要な施策につきまして、基本的な方針を述べさせていただきます。

#### １、安全で安心に暮らせるまちづくり

国による強くしなやかな国民生活の実現を図るための国土強靱化施策との調和を図り、本町における国土強靱化に係る施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として、令和２年度に「坂町国土強靱化地域計画」を策定をいたしました。この計画に基づいた施策を進めてまいります。

平成３０年の豪雨災害では、本町を取り巻く山々から発生した土石流により、河川、水路、沢を土砂や流木が覆い、住宅地に土砂が流れ込みました。また、急傾斜地にお

いては、崖崩れにより住家等への被害も発生をいたしました。

現在、被災の主要因である土石流を上流域で食い止めるための砂防堰堤の整備は完了し、残る遊砂地や管理用道路等の整備を実施をいたしております。

防災対策の一環である砂防施設等の整備や急傾斜地の斜面对策工事につきましては、再度災害防止対策事業を含め、引き続き、国や県に事業の推進と早期完成を要望してまいります。

また、今後の災害に備え、防災公園を整備するなど、地域の安全対策に取り組み、雨水排水能力が不足する排水路につきましては、順次、改良を行い、近年の集中豪雨により、度々浸水被害が発生している横浜排水区につきましては、雨量解析により抽出した排水能力が不足する箇所の改善に向け、引き続き、排水路改良工事を行ってまいります。

さらに、排水ポンプ場の定期的な点検、計画に基づく改良・修繕により、排水能力を適切に確保してまいります。

こうした事業につきましては、地域住民、地権者等関係者の御理解と御協力をいただきながら、事業の早期完成を目指し、国や県と協力して推進をしてまいります。

次に、被災者支援につきましては、被災された方のうち、継続支援が必要な方に対しては、保健師や坂町地域包括支援センターが連携し、相談支援を継続して行なってまいります。

これからも平成30年7月豪雨災害の記憶が薄れていくことのないよう、地域や各種団体と連携した防災啓発活動を行い、令和6年に全世帯に配布をいたしました坂町災害・復興記録誌や、坂町災害伝承ホールでの写真や映像を通じて、豪雨災害の教訓を未来に引き継いでいく取組を進めてまいります。

次に、地域防災力の強化につきましては、災害に強いまち・人づくりのためには、行政による「公助」のみならず、「自助」・「共助」の下、地域で支え合うという意識醸成が重要であると考えており、「坂町地域防災計画」に基づき、災害に強いまちづくりに向けた防災教育や総合防災訓練の実施、自主防災組織の育成・充実等の促進に努めてまいります。

地域が支え合い助け合う体制の構築に向けては、防災士の養成講座や地域の防災力を高めるための地域防災リーダー養成講座を継続して実施し、町全体の防災を担う中核機関として、より実践的な活動に高めていけるよう、自主防災組織の活動を積極的

に支援してまいります。

また、土砂災害ハザードマップの確認や自らの防災行動計画（マイタイムライン）を作成していただくなど、いざというときに家族や近隣の方に声をかけ合い、即座に適切な避難行動ができる仕組みを地域の方々と協議し、地域の実情に沿った訓練の支援を行ってまいります。

早期避難につながる取組といたしましては、防災行政無線に係る戸別受信機の無償貸与や町ホームページ、町公式ラインへ河川状況の画像の掲載に加え、dボタン広報誌や各種SNSなど、様々な媒体を活用した避難情報の発信を引き続き行ってまいります。

避難行動要支援者の避難につきましては、住民福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉専門職の皆様をはじめとする避難支援関係団体の御理解、御協力の下、自力で避難することが困難な方を支え合う仕組みである個別避難計画を地域の皆様の御意見をいただきながら作成をしてまいります。

令和6年度は植田地区に障害福祉サービスや一時避難場所及び福祉避難所としての機能を兼ね備えた多機能型障害者施設「ほほえみタウン坂」が開館され、安全に避難していただける場所となっており、防災力の向上に努めてまいります。

シモハナHallは坂町中心部の災害避難場所及び避難所であり、備蓄倉庫や自家発電設備、太陽光発電及び蓄電池を備えた坂町の防災拠点施設として、引き続き、活用してまいります。

令和4年度に供用開始をいたしました横浜中央二丁目津波災害時一時避難場所は津波災害時における一時避難場所として整備をいたしましたが、令和7年度においては、災害時、緊急的な活動を行うための防災公園を坂東四丁目地内に整備をいたします。

また、「坂町耐震改修促進計画」に基づき、耐震改修を促進する施策として、令和5年度から国・県・町が支援する補助制度を導入し、引き続き、住宅・建築物及びブロック塀等の安全確保に向けた取組を促進してまいります。

本町では坂町業務継続計画（BCP）に基づき、大規模災害発生時には役場機能を早期に回復させ、非常時優先業務にいち早く着手することといたしております。

また、災害時に応急対策活動が速やかに行えるよう、災害時応援協定の締結などに取り組み、役場の危機管理体制の強化と町民の生命と財産の保護並びに災害発生後の支援体制の強化に努めてまいります。

## 2、次世代に引き継ぎ、住み続けられる基盤づくり

多くの人が集い、生活・文化の中心的役割を果たす市街地は高度な都市機能が求められており、調和の取れた土地利用、幹線道路及び生活道路の整備、三位一体の防災対策などに努め、新たに立地適正化計画の策定に着手し、魅力ある都市空間の形成を図ってまいります。

そのため、県道坂小屋浦線を中心とした交通体系の整備を図ることにより、良好な生活環境を確保し、地域特性を生かしながら、人や環境に優しい施設など、効率的で計画的な基盤整備を進め、都市機能と自然環境の調和の取れたまちづくりを推進してまいります。

また、第5次長期総合計画、都市計画マスタープランに基づく町の将来像や土地利用の基本方針、都市施設の整備方針、地域のまちづくり方針により、「誰もが安心・快適に住み続け、キラリ輝くまちさか」の実現に向け、まちづくりを推進してまいります。

生活環境の保全に直結する空き家対策につきましては、改訂した「第2期坂町空家等対策計画」に基づき、安心して相談しやすい窓口づくりに努め、空き家の発生予防及び適正管理または利活用を促進することにより、空き家の増加を抑制してまいります。

空き家の適正管理につきましては、適切な管理がなされていない3件の特定空家の所有者に対し、今後もきめ細やかな助言・指導を行い、第三者に危険を及ぼすおそれのある空き家の所有者に対しまして、対策の必要性についてお願いをしてまいります。

空き家の利活用につきましては、引き続き、空家活用支援窓口の設置や空家バンクの運営とともに、空家改修等支援事業に取り組み、加えて、地域おこし協力隊による空き家の利活用を推進してまいります。

また、引き続き、三世代同居・近居住宅支援事業、子育て世帯引越支援事業に取り組み、さらに東京圏からの移住支援事業を展開してまいります。

小屋浦地区におきましては、近年、少子高齢化に伴い人口減少が顕著であり、これに歯止めをかけることが喫緊の課題であることから、坂町有住宅用地及び小屋浦一丁目地内の土地を活用した再開発を行い、小屋浦地区のにぎわい創出と人口増に向け、取り組んでまいります。

道路関係につきましては、本町では国道31号で慢性的な交通渋滞が発生をしてお

り、町民の生活や経済活動等へ多大な影響を及ぼしております。

このため、渋滞の緩和対策及び歩行者の安全対策として、以前から4車線化の整備を近隣自治体とともに関係機関へ働きかけており、令和2年度より、国土交通省において、坂駅前から北新地入り口までの4車線化と歩道整備事業が推進されており、令和6年度から用地買収に着手され、埋立ての事前協議が整い、本申請を行っているところでございます。

さらに、国道31号や広島呉道路の機能強化として、広島呉道路の4車線化に向けて令和4年3月には町内全区間の工事が発注され、事業を進めていただいております。引き続き、国や西日本高速道路株式会社に早期完成の働きかけや4車線化事業に併せた町道植田水尻側道線の整備も進めているところでございます。

坂地区のまちづくりの骨格となる県道坂小屋浦線は、平成ヶ浜から荒神橋付近までの1工区では、関係地権者等の御理解をいただき、全ての用地確保が完了しており、現在は坂みみょう保育園付近と保健センター付近の副道の一部が完成しております。令和3年3月にはJR呉線や国道31号を越える高架橋の下部工事に着手されており、令和6年10月には上部工の施工についてJRと基本協定を締結し、令和7年度から着手すると伺っており、総頭川渡河部の工事は、引き続き、実施されております。

また、荒神橋付近から向井田橋付近までの2工区については、関係地権者等の御理解をいただき、令和5年度には境界証明書集団調印を行い、迅速な事業推進に取り組んでいただき、用地取得も進んでいると伺っております。

引き続き、関係地権者の方々のさらなる御理解、御協力をいただきながら、広島県と連携を図り、全力で事業を推進し、県道坂小屋浦線の早期完成を目指してまいります。

生活基盤に欠かせない町道等公共土木施設の整備につきましては、少子高齢化への対応、福祉環境及び防災機能の充実、交通利便性の向上、町内循環バスの運行など、より快適で安全な生活環境の創出と生きがいを味わえる生活空間の形成を目指す中で、坂地区においては、住民代表による坂地区まちづくり協議会から道路整備などのまちづくり方針が提案されております。

本町といたしましても、このまちづくり方針の実現に向けて地域住民と協働して創意と工夫を行いつつ、都市防災総合推進事業などにより、引き続き、良好な住環境を支える生活道の整備や円滑な通行の確保を目的として、県道坂小屋浦線への接続を図

る道路や環状線道路事業を積極的に推進してまいります。

このほかに、地域において身近に利用される生活道路につきましても、道路の拡幅・改良などの整備により、安全対策を進めてまいります。

また、経年劣化により施設整備・保全が必要となっている橋梁等は、引き続き、補強、改修など必要な対策を計画的に実施し、利用者の安全確保と施設の長寿命化に努めてまいります。

公園緑地等の整備につきましては、都市公園等を快適かつ安心して御利用いただくため、令和6年度に改訂をいたしました「公園遊具等長寿命化計画」に基づき、令和7年度から町内9公園に設置いたしております和式トイレを洋式トイレに更新し、公園のベンチ60基も随時更新してまいります。

また、きらり・さかなぎさ公園には、夏季の熱中症対策として、屋根付きの休憩施設を新設をいたします。

本町の公共下水道事業につきましては、事業開始当初に埋設した污水管渠の老朽化等により、今後予想される道路陥没事故等の未然防止と改修費用等の低減を図るため、「下水道管渠長寿命化計画」に基づく污水管渠及び雨水ポンプ場施設の長寿命化に取り組み、生活環境の改善や公共用水域の水質保全、下水道事業の経営安定化を推進するため、未接続世帯に対する啓発を行い、一日も早い水洗化率100%を目指してまいります。

また、公共下水道計画区域外の地域では、小型浄化槽の補助制度を活用していただき、町内全体の快適で健康的な生活環境づくりを推進をしてまいります。

### 3、豊かな自然と快適な生活環境づくり

本町は海や山、川などの豊かな自然環境を有しており、これらの自然を生かしながら、地球温暖化対策や公害防止など環境保全に努め、美しい自然と共生するまちづくりを推進してまいります。

また、自然環境と共生し、あらゆる世代の町民が安全で快適に住み続けられるよう、親から子へ、子から孫へ、持続可能な地域づくりを町民とともに進めてまいります。

森林保全につきましては、ひろしまの森づくり事業交付金などを活用し、多くの方々が利用される遊歩道周辺の森林を中心に整備し、景観形成や都市近郊林で人が森林に親しめる森づくりを推進をいたします。

また、森林環境譲与税を財源として看板やベンチ等を設置いたしており、これらに

より、木材利用の意識や森林整備の必要性を啓発をしてまいります。

令和5年度に安芸郡4町合同で開催したひろしま「山の日」県民のつどいをきっかけとして、令和7年度も身近な森林や山と関わる催しに取り組んでまいります。

坂町循環バスにつきましては、多くの方々からの御要望により、令和6年度から土曜日の運行を行っております。今後も持続可能な公共交通体系を構築するため、令和7年度におきましては、新たに「坂町地域公共交通計画」を策定をし、坂町循環バスをはじめとする交通機関を利用される地域住民、特に高齢者をはじめ、交通弱者の方々にとって必要不可欠な交通手段を「みんなで支える」という意識の下、効率的かつ永続的に運営できるよう取り組んでまいります。

ごみの排出抑制、資源化、再利用等につきましては、「たいびエコセンター」を拠点として一般廃棄物処理基本計画を新たに策定いたし、町民・事業者の御協力をいただきながら、ごみの減量化等の推進に努めてまいります。

また、「坂町環境美化の推進に関する条例」に基づき、ポイ捨て防止等の啓発に努めているところでございますが、引き続き、町民・事業者・関係団体と行政が連携・協働し、地域の清掃活動を促進し、美しいまちづくりを進めてまいります。

廃棄物の処理に関しましては、広域処理施設安芸クリーンセンターにおいて可燃ごみを適正かつ効率的に処理いたしており、継続して安全な廃棄物の広域処理を行い、環境基本計画を新たに策定をいたし、本町における環境の保全・管理を進めてまいります。

地球温暖化対策につきましては、「第5期地球温暖化対策実行計画」を推進し、本町の事務及び事業に関し、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出抑制に向け、取り組んでまいります。

具体的には、屋外の防犯灯を皮切りに本庁舎と町民センター、小中学校、各社会教育施設及び公園を対象にLED化を進めたところであり、こうした取組を通じて、電力消費の節減に伴う二酸化炭素排出量の低減による地球温暖化防止対策を推進し、維持管理経費の節減に努めてまいります。

し尿の処理に関しましては、処理施設である安芸衛生センターは昭和57年に建設され、43年が経過しており、老朽化が進んでいることから、関係者の御理解、御協力をいただき、安芸地区衛生施設管理組合や関係市町と連携し、下水道管渠へ投入する方向で調査を進めてまいりましたが、近年の人件費や資材の高騰などにより、建設

費が当初の想定より大幅に増加することを踏まえ、引き続き、関係市町と協議する方向で進めてまいります。

次に、消防体制につきましては、常備消防業務を広島市へ事務委託したことにより経費負担は軽減され、日常の消防・救急業務はもとより、大規模災害や特殊災害への対応は強化されております。令和5年度には坂町消防団の消防小型ポンプを更新をいたしており、今後は消防積載車が配備されていない坂第1分団第1部と坂第2分団第3部について、消防格納庫の整備及び積載車導入に係る準備・検討を行ってまいります。

引き続き、広島市消防局、坂町消防団、坂町女性防火クラブ、坂町少年消防クラブ、各地区自主防災会と密接に連携し、さらなる消防力の向上を図ってまいります。

次に、防犯対策につきましては、現在実施をいただいている自主防犯パトロールの支援、防犯組合等による啓発活動の充実を図るほか、犯罪の未然防止や警察の捜査に役立つことから、町内主要道路などに防犯カメラを設置し、安全・安心な住みよいまちづくりを推進しております。

さらに、平成ヶ浜地区の警察学校及び県警機動隊の活動により、犯罪の抑止効果と併せて、町民の安全・安心の確保に大いに効果が上がっていると考えております。

今後も地域・警察・行政・関係団体等がそれぞれの役割を担い、協働して防犯活動を推進をしてまいります。

また、坂町暴力団排除条例に基づき、引き続き、行政・町民・事業者が一体となって、地域ぐるみで暴力団の排除に向け取り組んでまいります。

交通安全対策につきましては、海田警察署、坂町交通安全協会等の関係機関と連携の下、交通安全意識と交通道德の高揚を図り、正しい交通ルールと交通マナーの実践を習慣づけるため、啓発活動の充実に努めながら、生活道路の整備に併せて交通安全施設の整備や交通規制等を行ってまいります。

消費者問題につきましては、近年の情報化の進展や高齢化により、消費者を取り巻く環境が大きく変化し、複雑かつ巧妙化しており、これらに適切に対応するため、引き続き、消費生活相談窓口における相談・あっせん・情報提供や、特に高齢者世帯の特殊詐欺被害防止のため、防犯機能つき電話機等の購入費に対する支援を行ってまいります。また、広報紙や出前講座等により、消費者の意識啓発に努め、被害の未然防止を図ってまいります。



#### 4、誰もが健康で暮らせるまちづくり

近年、少子高齢化の急速な進展等に伴う保健・福祉に関する要望や要請が複合化・複雑化しており、その対応が課題となっております。

このため、令和6年度に設置した保健・福祉総合相談室において、町民の皆様の悩み事や困り事をしっかりとお聞きして関係機関につなぐなど、ワンストップで迅速かつ適切な判断により、早期の問題解決に努めてまいります。

また、「地域共生社会」の考え方である地域の課題を「我が事」として受け止められる地域づくりを推進し、様々な課題や相談に対して「丸ごと」対応していけるよう、各関係機関と協働した包括的な支援体制とし、地域を共に創っていく社会の実現を目指してまいります。

さらに、第1次福祉のまちづくり計画では、「誰もが夢と希望を持ち明るい笑顔で絆を深めるやさしさあふれる福祉のまちづくり」を基本理念とし、町民の地域福祉に対する理解を促進し、支え合いの心を育みながら地域活動に参画することで絆を深め、誰もが夢と希望を持てる優しさあふれる坂町ならではの福祉のまちづくりを目指し、並行して福祉に関するアンケート調査を実施するなど、次期計画策定への準備に着手をいたします。

保健センターにつきましては、昭和57年3月の竣工以来、乳幼児から高齢者まで、住民の皆様の保健活動の拠点として、地域に密着した保健事業を実施をしておりますが、建築から40年以上経過し、修理が必要な箇所が増えてきております。今後は保健センターの機能を備えた、全ての世代の方が気軽に集い、コミュニティーの場となる施設への建て替えを検討してまいります。

保健・医療につきましては、「第3次健康さか21」に基づき、保健センターを拠点として、健康教育・健康相談・訪問指導の充実を図り、心身の健康保持・増進に取り組んでまいります。

令和6年度には、歯周疾患検診の対象年齢に20歳と30歳を追加し、自己負担金を500円に引き下げました。また、がん検診につきましては、令和7年度から65歳以上の方のがん検診の自己負担金を無料とすることで、検診を受けやすい環境を整え、早期発見、早期治療につなげてまいります。

国民健康保険事業につきましては、「第3期データヘルス計画、第4期特定健康診査等実施計画」に基づき、特定健康診査の受診率向上に向けて、未受診者受診勧奨等

を推進をしてまいります。

健康づくりに欠かせない適度な運動であるウォーキングにつきましては、運動教室の開催と併せ、65歳到達者へ万歩計配布も引き続き行ってまいります。

また、坂町歌に合わせ、座ったままでもできる「ようよう坂町体操」を、幼児から高齢者まで気軽に楽しくできる体操としてさらなる普及に努めてまいります。

母子保健医療につきましては、安心して出産や子育てのできる町を目指し、不妊検査及び特定不妊治療や不育治療を受けられる方への治療費助成を引き続き実施してまいります。

また、こども家庭センターを中心として、地域に密着した母子保健推進員と連携した家庭訪問の強化や育児相談、母親学級に加え、両親が共に子育てについて学べる教室を開催し、「坂町版ネウボラ」による支援を一層充実をさせてまいります。

母子保健DXの推進につきましては、母子健康手帳及び健診受診票の電子化を見据えながら、令和7年度から導入する母子手帳アプリを活用し、妊婦や保護者が必要な情報を簡単に得られるようにすることで、子育てに対する不安や負担の軽減につなげてまいります。

さらに、産婦健診及び産後ケア事業を引き続き実施し、子育て支援センター等各関係機関と連携し、妊娠期から出産・子育て期まで一貫した伴走型相談支援を充実させ、切れ目のない支援に引き続き取り組んでまいります。

高齢者福祉につきましては、「第10期高齢者保健福祉計画」及び「第9期介護保険事業計画」に基づき、「地域共生社会」の実現を見据えた「地域包括ケアシステム」の強化を行い、国の認知症施策推進大綱を踏まえ、共生と予防を車の両輪とした認知症施策に取り組んでまいります。

また、高齢者及び要介護等認定者を対象として、現在の生活の状況や健康の実態及び今後のニーズ等に関するアンケート調査を実施するなど、次期計画策定への準備に着手をします。

また、介護予防と健康づくりの推進につきましては、高齢者が要支援・要介護状態になることを防ぐために、80歳、85歳を対象とした歯科健康診査を継続し、さらに人生100年時代を見据え、高齢者が住み慣れた地域でできる限り健やかに過ごせるまちを実現をするため、「元氣いきいき教室」や地域の集いの場で住民の皆様が自主的に活動されている「いきいき百歳体操」を活用して、高齢者の心身の特性に応じ

たきめ細やかな保健事業と介護予防を一体的に実施することにより、健康寿命の延伸及び介護予防に取り組んでまいります。

障害者福祉につきましては、「第7期障害福祉計画」及び「第3期障害児福祉計画」に基づき、多様なニーズに応じた障害福祉サービスの充実に努めてまいります。

障害者の重度化や「親亡き後」を見据え、住み慣れた地域の中で安心して自立した生活ができるように、「社会福祉法人つつじ」により、植田地区に多機能型障害者施設「ほほえみタウン坂」が令和6年9月に開館をいたしました。なお、本施設は坂町が整備費用の一部を負担し、災害時等において地区の避難場所及び福祉避難所として利用できるものとなっております。

障害児に対する施策につきましては、多機能型障害者施設「ほほえみタウン坂」内に「児童発達支援センターぐるんぱさか」が設置されたことにより、子供の発達課題に対して早期発見・早期介入ができる支援体制の整備を行い、学校、保育園等との連携を強化し、障害児や医療的ケア児に対する専門的な療育支援体制の充実に努めてまいります。

子ども・子育て施策の強化につきましては、こども医療費助成制度について、昨今の社会情勢等を踏まえ、令和6年度から通院・入院の対象年齢を高校3年生までに引き上げ、さらに所得制限を撤廃し、子育て世帯の経済的な負担軽減を図っております。

また、物価高騰に伴い、子育て世代の家計の負担を軽減するため、保育園、こども園及び小中学校の給食費の食材購入費を支援してまいります。

さらに、子供たちが安全で安心して学ぶことができる環境づくりを推進するため、学校施設の改修を実施してまいります。

子ども・子育て支援につきましては、「第3期子ども・子育て支援計画」により、家庭教育の重要性を啓発し、あわせて学校、保育園、こども園並びに地域等が連携した地域ぐるみの子育て支援環境の整備に取り組み、魅力あるまちづくりを進めることで、次世代を担う若い人々の定住化を促進し、町の活性化を図ってまいります。

また、令和8年度から実施予定の「こども誰でも通園制度」につきましては、子育て世帯の要望をしっかりと把握した上で実施できるよう、体制の整備を行ってまいります。

「こども家庭センター」においては、支援が必要な家庭の早期発見から児童虐待の未然防止、再発防止にあたるまでの相談窓口として、福祉の専門職が様々な不安や困

り事に関する支援を行い、全ての妊産婦、子育て世帯、子供への一体的な相談支援に努め、町内の全ての子供と家庭を支援する体制を構築しております。

子供の健やかな成長を目的として設置した平成ヶ浜住宅及び坂町有住宅内の「子育て支援センター」では、乳幼児のいる親子の交流や育児相談、育児に関する講座、情報提供などを行ってまいります。

保育園及びこども園の運営につきましては、乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な時期であることから、引き続き、運営法人と協力し、質の高い教育と保育の充実並びに安全・安心な施設整備に努め、今後も保護者に信頼される地域に根差した園づくりを行ってまいります。

昨今の物価高騰の影響により生活に困窮する方を支援するため、生活困窮者自立支援制度による支援を実施し、社会福祉協議会等の関係機関とも連携をしながら各種支援施策の充実を図り、複合的な課題を有する生活困窮者の支援にも努め、効果的な支援を行ってまいります。

男女共同参画社会につきましては、性別に関わりなく個性や能力を発揮できる社会の実現に向け、令和3年度に策定した「第2次坂町男女共同参画プラン」に基づき、意識啓発や地域における環境づくりを推進をしてまいります。

#### 5、夢や希望を育み、絆をつくる人づくり

子供から大人まで、町民一人一人が夢と希望と生きがいのある生活が実現できるような社会を形成し、坂町の将来を担う子供一人一人が社会の変化に的確に対応する知識や技能、人や自然への優しさ、創造力豊かな感性、たくましく生きるための意欲などを培えるように、「知・徳・体」の調和の取れた児童生徒の育成に努め、「生きる力」を育む教育を推進してまいります。

とりわけ「徳」については、社会の秩序維持に必要とされる礼儀、節度などの失われつつある日本の古きよき「礼節」を重要視し、基本的な規範意識、美しいものや自然に感動する心、家族愛や郷土愛、公共心や他者を思いやる心などの道徳心の高揚を図ってまいります。

また、全国的にも増加傾向にある不登校児童生徒の支援については、個々の状況に応じて成長できる場としてSSRを整備し、社会的自立に向けた支援等の充実を図ります。

さらに、子供たち一人一人が自ら志を立て、強い精神力を持って努力し、将来、

「自立した社会人」として活躍できる児童生徒の育成に努めてまいります。

本町における人間の尊厳等に関する施策につきましては、法の理念に基づき、坂町人権擁護協議会及び坂町教育委員会並びに関係機関・団体等と連携を取りながら、行政施策の推進を図ってまいります。

また、自他の生命・人間の尊厳を尊重し、平和社会の実現に貢献しようとする心を育む平和教育の推進につきましては、戦争によってもたらされる惨禍や核兵器の脅威への理解、世界平和についての考察を行う目的の平和学習のさらなる充実を図るため、沖縄県内自治体との中学生同士の交流による平和学習活動を積極的に支援してまいります。

情報化社会に生きる子供たちにとって、教育における情報通信技術（ＩＣＴ）を基盤とした先端技術等の効果的な活用が求められています。このため、本町では国が進める「ＧＩＧＡスクール構想」の下、情報機器端末を活用した教材による教育を推進し、継続的に財源を確保し、子供たちを誰一人取り残すことのない個別最適化された学びを支援してまいります。

英語教育につきましては、世界共通の価値観や世界規模の課題に対応する子供たちを育てるため、小中学校に外国語指導助手を配置し、各学校における英語教育の充実に努めてまいります。また、小中学校間の円滑な接続を図り、語学力や他者と意思疎通を図る能力を育成してまいります。

ＳＤＧｓによって世界的に環境配慮への関心が高まる中、環境問題の解決につながる取組である「エコフレンドリー」を理解し、実践することにより、自然や物を大切にし、豊かな未来をつくる人を育む教育の推進を図ります。

「地域とともにある学校づくり」では、学校と地域が一体となって子供たちを育て、地域との絆を強め、次代の担い手を育成するため、坂町の教育を考える会の方針に基づいて各学校運営協議会を活用することにより、学校と地域の連携を推進し、さらなる協働体制の構築に努めてまいります。

中学校の部活動においては、学校教育の一環として地域とともに盛り上げていけるよう、部活動指導員の配置に配慮し、支援をしてまいります。

学校施設の改修整備につきましては、安全で安心して学ぶことができる施設及び避難場所・避難所としての維持管理が重要であり、引き続き、長寿命化計画に基づいた学校施設整備及び環境問題を考慮した支援を実施してまいります。

防災教育では、「待つな！迷うな！逃げろ！」を合言葉とし、自他の命を大切にし、主体的な行動力である自助と共助の意識を育てるため、防災に関する意識や技能の定着を図り、家庭や地域と連携した防災活動の充実に努め、地域ぐるみの防災教育を推進してまいります。

坂町の子供たちが「ふるさと坂町」に誇りを持ち、異なる文化や価値観を理解し、「日本の将来を担う人になる」という夢や希望の実現に向かって挑戦する児童生徒の育成を目指してまいります。

生涯学習においては、心の豊かさや生きがいのための学習意欲の増大、社会経済の変化への対応が求められる中、町民一人一人が生涯を通じていつでも自由に学習機会を選択して学び、同じ楽しみを持つ仲間をつくることができ、その成果が適切に評価されるような生涯学習社会を目指します。このため、町民センターや図書館等を活動拠点として位置づけ、地域における生涯学習に取り組む体制及び学習環境の整備を図ってまいります。

「放課後子どもプラン」につきましては、子供たちが生活体験、社会体験などの様々な体験活動に自主的に取り組めるよう、地域で子供を育てる環境や、家庭、地域の教育力の向上を目指して、地域ボランティアの協力の下、さらなる充実に努めてまいります。

留守家庭児童会につきましては、坂、横浜、小屋浦全ての地区で待機児童もなく、全学年の受入れを行っており、令和6年度からは長期休業中のみの受入れも行っております。

図書館におきましては、蔵書を計画的に整備しており、今後も引き続き資料の充実に努め、町民の皆様が気軽に利用できる魅力ある図書館にしております。

子供の読書活動につきましては、「坂町子ども読書活動推進計画」に基づき、家庭、地域、学校など、社会全体で読書活動を推進するため、読み聞かせや図書館まつりを開催し、図書館に興味を持っていただけるような取組を行ってまいります。

スポーツ・文化活動の振興は、町の発展だけではなく、心身の健全な発達や人々に感動や生きる喜びをもたらし、暮らしに潤いと活力を満たす大きな力となるなど、健康で文化的な生活を営む上で極めて重要な役割を果たしています。スポーツ・文化活動を通して町民相互の連携と親睦を図ることにより、助け合いや一体感を醸成し、活気ある地域づくりの意識の高揚に努めてまいります。

また、子供たちがスポーツ・文化活動に興味を持ち、自立した社会人になっても活動を継続する意欲と実践力を持った人づくりに努めてまいります。

スポーツ・文化活動の現状につきましては、坂町体育協会及びスポーツ少年団並びに坂町文化協会が中心となって活発に活動されており、相当な成果を上げていることについて、指導者及び関係者の皆様方に厚くお礼を申し上げます。引き続き、関係諸団体との連携を密にし、指導者の育成と確保に努め、スポーツ・文化活動を振興してまいります。

令和7年度には、坂町と中国電力ラグビー部が締結をした連携協力に関する協定を基に、坂町を拠点として活動する同ラグビー部と地域のつながりを密にし、応援していくことで、町民の一体感による愛着や誇りを醸成し、坂町だからこそ体感できる取組を目指してまいります。

坂町におきましては、多くの先人が培われてきた貴重な文化財が多数存在しております。現在、保管している民具等の資料を展示するための「ふるさと資料館」を整備し、完成後は町全体の資料館として活用してまいりたいと考えております。

また、資料館を経由するウォーキングコースを設定し、子供たちや地域の皆様をはじめ、町内外の多くの方々に御覧いただくことで、貴重な歴史・文化を後世に伝えてまいりたいと考えております。

令和5年度に制作をいたしました畝為吉氏の功績をたたえる偉人漫画につきましては、引き続き、4年生に配布をし、学習活動に利用することで、郷土愛の醸成に努めてまいります。

また、坂町史4編の普及・活用に引き続き努めてまいります。

令和7年度は町制施行75周年の節目の年であることから、現在、町民センターに展示をしております六角御輿と坂町音頭を軸として、令和7年5月に開催される「ひろしまフラワーフェスティバル」のパレードに出場することといたしております。昔と同様に、中学生がみこしを担ぐことによって伝統を復活させ、後世に引き継いでいくことにより、郷土への誇りや愛着が醸成されるものと考えております。町民の皆様には、パレードへの参加や観覧につきまして、御協力をお願いをいたします。

町民交流センターは令和6年度に「シモハナH a 1 1」に愛称を変更し、新たな一歩を踏み出しました。今後もイベント等を通じ、「シモハナH a 1 1」を町内外に発信してまいります。また、町内外のスポーツ、文化の交流拠点等として、引き続き、

施設の適切な維持管理に努めてまいります。イベントの開催につきましては、町民の皆様喜んでいただけるイベントを開催してまいりたいと考えております。

国際交流の推進につきましては、幅広く町民が参加できる国際理解講座などを通じ、他国の文化や習慣等について理解を深め、国際的な視野を持った人材の育成に努めてまいります。

また、中学生を対象とした海外研修青少年対象事業につきましては、長引く円安の影響による渡航費用の高騰により、断念せざるを得ない状況となっております。しかしながら、円安の解消等、安全・安心に渡航できるような状況になった際には、再開できるよう準備をしてまいります。

#### 6、産業活性化・観光振興による活気あるまちづくり

坂町の豊かな自然、歴史的・文化的な地域資源、地理的条件などを生かしたまちづくりを進め、人々が気軽に自然に接し、体験できるよう、観光レクリエーション施設の整備と利用を促進をしてまいります。

本町の農業を取り巻く環境は、農地の多くが傾斜地にあることで効率化が難しく、さらに、高齢化により地域の担い手が減少傾向にあり、イノシシや猿などの有害鳥獣による農作物の被害も報告されており、厳しい状況にあります。

こうした状況の中、新たな生きがいややりがいを求めて農作業に興味を持つ方を含め、農作業に携わる方が意欲を持てる環境をつくるため、休耕地を利用したレクリエーション農園の運営や農産物品評会の開催などに取り組むとともに、有害鳥獣駆除対策協議会の活動や有害鳥獣からの被害防止対策費用を補助し、都市近郊農業の振興を図ってまいります。

特産である広島カキの一翼を担うカキ養殖及び漁船漁業は、本町の唯一の地場産業として森山北漁業基地を拠点に操業が行われておりますが、平成8年に整備された基地内の浮消波堤は老朽化により機能が発揮されず、波浪の影響により漁業活動の安全性が確保できないため、一文字防波堤の改修を県に進めていただいております。今後も漁業の振興に係る諸施策を継続し、坂町漁業協同組合と連携を密にしながら、必要に応じて国や県に働きかけるなど、水産業の振興に努めてまいります。

新たな特産品の開発及び振興につきましては、地域おこし協力隊を導入するとともに、広島カキやムラサキ麦、町木である梅を推奨し、本町の特色を生かすため、町公式キャラクターや観光資源等を活用して、多くの人に愛される商品の開発を進めてま



います。

梅ペーストと町公式キャラクターを用いて開発をした「坂うめじろう饅頭」は、町外の方が本町に対する関心を高める契機となるよう、そして、町内事業者による本町の誇りとなる新たな特産品開発の促進につながるよう活用してまいります。

また、本町のムラサキ麦を原材料としたビールは製造再開に向けた検討を行っているところであり、原材料の確保や新たな生産体制の確立に努めるなど、地域資源を通じて元気な坂町を目指してまいります。

商工業の振興につきましては、国や県の物価高騰対策等と連動して町内の中小企業等を支援し、また、町内中小小売業の活発な商業活動を展開していくため、引き続き、中小企業融資制度を継続し、経営基盤の強化を図ってまいります。今後も広島安芸商工会と連携し、商工業の振興に努めてまいります。

観光振興につきましては、坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、ベイサイドビーチ坂に整備をした物販施設等で地元特産品を販売し、海でのマリンスポーツやビーチスポーツ、背後地でのトレッキングの拠点にできる本町を象徴する施設として町内外に魅力や情報を積極的に発信をしてまいります。

また、年間を通じたにぎわいの創出と交流人口、関係人口の増加を図るため、地域おこし協力隊によるにぎわい創出や空き家の利活用など、広島安芸商工会や坂町漁業協同組合、民間事業者なども含め、本町の観光と商業、農業、漁業などの地域産業が連携した地域経済の活性化を図ってまいります。

#### 7、効率的な行財政運営を図るまちづくり

今日の地方公共団体におきましては、人口減少・高齢化の進行、行政需要の多様化など、社会情勢の変化に一層適切に対応することが求められており、厳しい財政状況下においても、質の高い行政サービスを効率的、効果的に提供する必要があります。

本町におきましては、「地方こそ成長の主役」であることを念頭に、「デジタルとアナログの共生社会」の実現を目指し、情報通信技術（ＩＣＴ）を活用した地域課題の解決、窓口改革の推進、行政情報システムの標準化・共通化、情報の漏えい防止対策の徹底及び情報人材の育成について重点的に取り組み、引き続き、地域密着、住民密着のデジタル化を進めてまいります。

広報活動につきましては、さらなる情報発信の強化を図るため、ホームページの更新や町公式ラインの導入など、必要な情報を必要なときに皆様のお手元に迅速にお届

ける仕組みを構築してまいりました。

令和５年度には民放放送局のデータ放送を活用し、スマートフォンの操作が苦手な方やインターネット環境がない方など、子供から高齢者まで、テレビを通じて容易に情報を入手できるdボタン広報誌を導入をいたしました。

また、仮想現実（VR）を活用した観光施設の魅力発信を行うなど、町の情報発信の拡充・強化により一層取り組んでまいります。

さらに、町の魅力発信を図るため、町民の皆様には愛着を深めていただくことを目的として、町の魅力を表現した原動機付き自転車の御当地ナンバープレートを制作をいたしました。

また、町公式マスコットキャラクター「坂うめじろう」を町内外の各種イベントに出演をさせ、キャラクターグッズを活用したPRに努め、本町を多くの方々に知ってもらうための取組を行ってまいります。

今後も広報誌をはじめ様々な情報媒体を活用し、町民の皆様には役立つ身近な最新情報の提供に取り組み、内容をより充実をさせ、本町の魅力を余すことなく県内外はもとより、海外へも積極的に情報発信してまいります。

各公共施設の維持管理につきましては、令和３年度に策定をいたしました「町民ひろば長寿命化計画」及び「社会教育施設長寿命化計画」に基づき、施設の計画的な保全・管理に取り組んでまいります。

とりわけ町民ひろばにつきましては、坂町の行政の中心となる施設であり、災害時の指定緊急避難場所に指定されておりますことから、令和６年度に外壁の劣化状況の調査診断を行い、その調査結果に基づき劣化進行を抑制し、高い予防保全効果が期待される工法を採用した詳細設計を行いました。令和７年度には、高い確率で発生が懸念される大きな地震に備え、早期に外壁改修工事を実施してまいります。

下水道事業会計では、令和６年度から新たに公営企業として運用を開始し、財政の基盤強化や適切な資産管理に努めております。また、下水道施設の更新費用の増大や人口減少社会による経営状況の悪化を未然に防げるよう、今後もより一層の効率化・健全化に取り組んでまいります。

令和７年度の施政方針の大綱を申し上げましたが、平成３０年７月豪雨災害からの復興を必ずや成し遂げるために、高い次元の志を持って取り組み、未来に向け希望を抱ける行財政運営を行いたいと考えております。

町政の基本理念は、町民一人一人が健康に恵まれ、安全で快適な生活環境の中で、活力と生きがいのある生活を営むことができる地域社会を形成することであると私は考えております。このような社会を実現をするため、町民の皆様をはじめ、各方面からの御意見に耳を傾け、何を求めておられるかを的確に判断し、その実現のため、今後、あらゆる創意と工夫の下に、地に足が着いた施策を着実に推進してまいり所存でございます。議会の皆様をはじめ、町民の皆様の深い御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

御清聴ありがとうございました。

○議長（川本英輔議員） 以上で、令和7年度町長施政方針を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

再開は2時45分からといたします。

（休憩 午後 2時33分）

（再開 午後 2時45分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第21「令和7年度教育行政方針」を議題にします。

令和7年度教育行政方針の表明をお願いします。

枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君） 令和7年度教育行政方針を読み上げます。

1、はじめに

グローバル化や技術革新の急速な進展、気候変動など、社会は依然として変化の速度を増しております。予測が困難な状況が続いています。このような時代の中で、学校教育には一人一人の子供たちに豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となるために必要な資質や能力を育成することが求められています。

国では「GIGAスクール構想」の実現に向けて、ICT環境がこれからの学校教育を支えることを前提に、今後の学校教育の在り方について検討されています。

坂町においても国の動向を踏まえ、ICT環境の効果的利用を基盤とした教育活動をさらに進化させ、子供たちの可能性を最大限に引き出す教育を推進します。

子供たちの主体的・対話的で深い学びの実現に向け、デジタル教材の効果的な活用

等を通じて、子供たちを誰一人取り残すことなく育成する「個別最適な学び」と子供たちの多様な個性を最大限に生かす「協働的な学び」を一体的に充実させる取組を推進してまいります。

また、情報活用能力の育成のみならず、情報モラルや情報セキュリティに関する教育を充実させ、情報社会で適切に活動するための基盤を育成します。

これらの取組を通じて、変化の激しい社会を生き抜く力、自ら学び続ける力、そして他者と協働して新たな価値を創造する力を育み、子供たちの未来を開いていきます。

さらには、人生100年時代の到来など社会の変化や課題を踏まえた新しい時代を迎える中、生涯学習の重要性は一層高まっており、学校教育での学びを生かし、町民一人一人が生涯を通して学ぶことのできる環境の整備、多様な学習機会の提供等、生涯学習の理念を踏まえた総合的な政策を推進してまいります。

また、令和6年度におきましては、多くの行事やイベントを例年どおり開催いたしました。参加者はコロナ前の水準にはまだ戻っておりませんが、少しずつ回復傾向にあります。引き続き、令和7年度においても、行事やイベント等の目的や効果を再検証し、町民の皆様喜んで参加していただけるよう、柔軟かつきめ細やかに施策を展開してまいります。

坂町教育委員会といたしましては、「町長施政方針」及び「坂町長期総合計画」等に基づき、また、「総合教育会議」の趣旨を踏まえ、町長部局と一体となって効果的な教育行政を推進してまいります。

## 2、学校教育

### (1) 「礼節」を基本とした教育の推進

一人一人の子供たちが自らを律しつつ、他者と協調し、思いやりや感動する心を育みながら、「礼節」をわきまえた行為へと深めていく教育を推進してまいります。

時と場所、場合に応じた適切な挨拶や言葉遣いのできる「礼儀」と、自分自身の立場をわきまえ、よく考えて行動し、生活することのできる「節度」を一体として捉え、全ての教育活動を通して取り組んでまいります。

### (2) 確かな学力の向上

これからの社会を主体的・創造的に生き抜いていくために、児童生徒一人一人に基礎的・基本的な内容の定着を図り、自ら学び、自ら考え、主体的に判断・行動し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成してまいります。

これにより、各教科に関する学力を結びつけ、SDGsによって環境配慮への関心が高まる中で、地球規模の課題としての環境問題の解決につながる取組（エコフレンドリー）を理解し、実践することや、現代社会における選挙権年齢の引下げや金融環境の大きな変化によるリスクやトラブル等の諸課題に対応する知識や判断力の習得を図ってまいります。

### （３）体力・運動能力の向上

体力は人間の発達・成長を支え、創造的な活動をするために大切な役割を果たすことから、将来を担う児童生徒の体力を向上させることや食育の推進については、生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となり、坂町の未来の発展のためにも重要であると考えます。

今後も各学校の実態を踏まえ、「体力づくり改善計画」を作成し、体育・保健体育の授業をはじめ、学校教育活動全体を通して体力・運動能力のさらなる向上に努めます。

また、給食や様々な経験を通じて食育についての学習機会の充実を図り、望ましい食習慣を形成してまいります。これにより、児童生徒が心身ともに健やかで安全に成長していくことができる取組を推進してまいります。

### （４）ＩＣＴ教育の推進

社会全体のデジタル化が推進される中、学校においても学習指導要領に示された資質・能力の育成を着実に進めることが重要です。育成に当たっては、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に努め、授業での対話場면을重視し、「主体的・対話的で深い学び」に向けた授業改善を進めるとともに、学校におけるＩＣＴ環境を最大限活用し、電子黒板やデジタル教科書等の新たな教材や学習活動等も積極的に取り入れつつ、情報モラル教育を含めたＩＣＴ教育を推進してまいります。

### （５）平和教育の推進

平和教育においては、自他の生命と人間の尊厳を尊重する心を育むことを根幹とし、戦争の悲惨さや平和の尊さを多角的に学ぶことが重要です。令和７年度は沖縄県内自治体との交流事業を通じ、中学生同士が歴史や文化、そして平和への思いを共有する機会を設けます。この交流などを通して児童生徒が過去の出来事を深く理解し、未来に向けて平和を希求する心を育めるよう取り組んでまいります。

### （６）防災教育の推進

平成30年7月豪雨災害の経験や教訓を生かした防災教育を推進し、生涯にわたる防災対応能力の基礎を育成し、復興に向けて心身ともにたくましく生き抜く力を育む防災教育を推進してまいります。

推進に当たっては、教育活動全体を通して自然災害についての理解を深め、「待つな！迷うな！逃げろ！」を合い言葉とし、災害時に的確な思考・判断に基づく適切な意思決定や行動選択ができる力を育成します。

また、自他の生命を尊重する心を育て、学校・家庭・地域の安全活動に進んで参加・協力・貢献できるような資質や能力を養い、主体的に行動し、防災に対応することのできる人材を育成してまいります。

#### （7）特別支援教育の推進

児童生徒の自立と社会参加を一層推進していくために、児童生徒一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、ユニバーサルデザインに配慮した教育環境を充実させるとともに、適切な指導や支援を行ってまいります。

このため、各学校で「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成し、効果的に活用するとともに、「特別支援教育コーディネーター」を中心に校内体制を整え、関係機関等との連携を積極的に進め、研修の充実や指導内容、指導方法の改善を進めてまいります。

#### （8）グローバル人材の育成

グローバル化が進展する中、多様化する価値観や世界規模の課題に対応する姿勢を育み、持続可能な社会の創り手となるために必要な資質や能力を身につけることが求められています。

坂町で育ったことに誇りを持ち、胸を張って坂町を語り、国際社会で活躍できるよう、語学力やコミュニケーション能力を育み、自らの考えや意見を伝え、主体性や創造性、責任感、チャレンジ精神を持って行動できる能力や態度を育成します。また、異なる文化や価値観を理解し、国際社会の平和や発展に貢献する人材を育成してまいります。

#### （9）生徒指導体制の確立

児童生徒を取り巻く社会環境が大きく変化する今日、問題行動の未然防止や早期発見・早期解決と健全育成を一体的に捉え、児童生徒一人一人の規範意識を高め、自己を律し、社会的自立を促進する生徒指導体制の確立を図ってまいります。

また、学校・家庭・地域・関係機関等が互いに連携し、それぞれの教育力を生かした開かれた生徒指導を推進し、校内における教育相談体制の充実に努めてまいります。

とりわけ不登校の増加に対しては、ＳＳＲ（スペシャルサポートルーム）等を活用しながら、支援の基本的な考え方について共通認識を持ち、不登校児童生徒の社会的自立に向け、支援の一層の充実を図ってまいります。

また、いじめ問題については、「どの子にも、どの学校にも起こり得る問題」として認識し、いじめの未然防止に努め、いじめが生じた際には迅速な対応、悪化の防止、真の解決に結びつけるために学校と教育委員会が家庭と連携し、一体となって適切に対応してまいります。

#### （１０）保育園・こども園・小・中学校における連携・接続の推進

町内の保育園・認定こども園、小学校、中学校間が円滑に連携・接続しながら、子供の発達や成長段階に合わせた教育の連続性、一貫性を確保し、子供に対して体系的な教育が組織的に行われることが重要です。

このため、就学前後の架け橋期の学びと育ちの連続性を重視し、保育園・認定こども園と小学校が互いの保育・教育を理解し、幼児教育で培われた主体性や学びに向かう力を小学校以降の教育へ円滑につなぐことで、見通しを持って、子供の育ちと学びを連続させていく連携体制の構築と教育内容の充実を図ってまいります。

また、小中学校では９年間の教育課程を系統的、継続的な一つのまとまりとして捉え、学校間の円滑な連携・接続を確保し、心身ともに健康で、子供たちの発達段階に応じた「生きる力」を育成してまいります。

#### （１１）「地域とともにある学校づくり」の推進

学校と地域が学校の目標を共有し、一体となって地域の子供たちを育てていくことは子供の豊かな育ちを確保し、地域の絆を強め、地域づくりの担い手を育てていくことにもつながります。

このため、「坂町の教育を考える会」の方針に基づいて、町内各学校区において、地域住民や保護者等が学校運営に参画する学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を活用し、学校と地域が連携・協働しながら、一体となって子供たちの成長を支える「地域とともにある学校づくり」を推進してまいります。

また、中学校の部活動においては、学校主体で教育の一環として地域とともに盛り上げていけるよう、部活動指導員の配置に配慮しつつ、関係機関と連携してまいりま

す。

### （１２）安全・安心な学校環境の整備

学校施設は未来を担う子供たちが集い、生き生きと学び、生活をする場であるとともに、地域住民にとっては生涯にわたる学習、文化、スポーツなどの活動の場であり、災害時等には避難場所・避難所として役割を果たす重要な施設です。

引き続き、学校施設の改修整備は安全で安心して学ぶことができる施設及び避難場所・避難所としての維持管理が重要であり、老朽化対策として策定した「長寿命化計画」に基づき、効果的・効率的に長寿命化を図り、良好な状態の維持や安全性の確保及び環境問題を考慮した学校施設整備に努めてまいります。

また、教職員の長時間勤務課題の解決に向けて、児童生徒の出欠や成績の管理を行う校務支援システムの運用等により、教員が子供と向き合う時間を確保し、健康で生き生きとやりがいを持って勤務できる環境づくりを推進してまいります。

## ３、生涯学習

### （１）生涯学習社会の推進

社会の急激な変化を背景に、価値観の多様化する中で長い人生を生き生きと生きるため、あらゆる世代、全ての生活の場における生涯にわたっての学習が重視されています。

そのため、町民一人一人が生涯を通して学ぶことのできる環境の整備、多様な学習機会の提供、学習した成果が適切に評価されるための仕組みづくりなど、生涯学習社会の実現を目指した取組を推進してまいります。

### （２）生涯学習環境の整備

学習活動のさらなる充実を図るため、学習意欲を持つ誰もがそれぞれのライフスタイルに合わせて、いつでも、どこでも、気軽に学べる環境づくりを支援してまいります。

町民センターや図書館などの公共施設が町民の身近な学習拠点や交流の場として活用されるように、多様化・高度化する学習内容や学習方法に対応してまいります。

また、小中学校を含めた施設間の連携、施設・設備等の充実を図り、活用の利便性に努めてまいります。

町民交流センターは令和６年度に「シモハナH a 1 1」に愛称を変更し、新たな一歩を踏み出しました。今後も町民に親しまれ、スポーツ・文化活動の交流拠点として



活用されるよう、関係機関等とも協力し、利用促進に努めるとともに、防災の拠点として、施設の適切な点検及び維持管理に努めてまいります。

### （３）生涯学習推進体制の確立

社会の変化や町民の学習ニーズに応じた学習機会の提供や学習活動をより豊かで魅力あるものとするため、中心的役割を担う指導者及びコーディネーターの確保と育成に努め、生涯学習を推進する体制の確立に努めてまいります。

また、講座参加者の安全・安心を確保し、継続して活動ができるよう、自主グループの育成や生涯学習に関係する機関・団体間の連携・協力体制の構築を図ってまいります。

### （４）図書館運営の充実

図書館は地域の情報の拠点としての役割を果たすため、蔵書・資料などの計画的な収集・整備に努め、誰もが知識や情報を得ることができる環境を整えてまいります。

また、学校、公民館等、関連施設と連携し、町内全域で質の高い図書館サービスが提供できるよう資質の向上を図り、図書館機能を活用した生涯学習機会の提供と充実に努めてまいります。

子供の読書活動については、「坂町子ども読書活動推進計画」に基づき、家庭・地域・学校など、社会全体で推進してまいります。事業につきましては、読み聞かせや図書館まつりを開催して、図書館に興味を持っていただけるような取組をしてまいります。

なお、「坂町子ども読書活動推進計画（第三次計画）」の最終年度にあたるため、令和３年度以降の取組に係る成果と課題を検証することにより、次期につなげてまいります。

### （５）生涯スポーツ社会の振興

町民の誰もが生涯を通じていつでも身近にスポーツに親しむことができる環境を整備し、幸福で豊かな生活を営むことができる生涯スポーツ社会の実現を目指してまいります。

推進に当たっては、坂町体育協会やスポーツ推進委員協議会等の関係機関と連携・協力し、「坂町悠々健康ウォーキング大会」をはじめとする各種スポーツ大会や主催事業を開催し、町民にスポーツ活動を通して、心身の健全な発達や体力増進、健康維持の機会の充実を図ってまいります。

また、令和３年度に坂町と中国電力ラグビー部が締結した連携協力に関する協定を基に、同ラグビー部と地域のつながりを密にし、応援していくことで、町民の一体感による愛着や誇りを醸成し、坂町だからこそ体感できる取組を目指してまいります。

#### （６）芸術・文化活動の振興

芸術・文化活動は人々に感動や生きる喜びをもたらし、暮らしに潤いと活力を満たす大きな力となることから、芸術・文化を大切にする社会の実現を目指してまいります。

町民センターをはじめ、公共施設における自主グループや芸術・文化団体の育成と支援を継続し、「坂町歌」、「坂町音頭」の普及と振興に努め、地域に根差した芸術・文化活動を推進してまいります。

また、文化協会、関係機関及び団体等と連携し、芸術・文化活動の活性化が図られるよう、情報の提供や発表の場、参加する機会の拡充に努めてまいります。

さらには、令和７年度は町制施行７５周年の節目の年であることから、現在、町民センターに展示しております六角御輿と坂町音頭を軸として、５月に開催される「ひろしまフラワーフェスティバル」のパレードに出場することとしています。中学生が御輿を担ぐことによって伝統を復活させ、後世に引き継いでいくことにより、郷土への誇りや愛着が醸成されるものと考えております。

#### （７）青少年の健全育成

青少年の健全な育成は青少年が豊かな人間性を育み、心身ともに健やかに成長するとともに、社会との関わりを自覚しながら、次代の社会の担い手として自立することを目指してまいります。

このため、青少年育成坂町民会議や学校等と連携し、「あいさつ運動」や「道徳作文」、「青少年の主張」などへの参加を促進し、あらゆる機会を捉えて他人を思いやる心や善悪の判断などの基本的倫理観を養い、社会的なマナーを身につける等の健全な育成に努めてまいります。

#### （８）「放課後子どもプラン」の推進

子供たちが放課後や週末の自由な時間を安全で安心して活動できる拠点として、「放課後子ども教室」や「子どもチャレンジ講座」の充実に努め、地域全体で子供を守り育てる意識の啓発を図り、子供たちの社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性の涵養を目指してまいります。

現在、「留守家庭児童会」は、坂、横浜、小屋浦の全ての地区で待機児童もなく、全学年の受入れを行っており、令和6年度からは長期休業中のみの受入れも開始いたしました。今後も「放課後子ども教室」と連携して、安全への配慮を徹底しながら、放課後の適切な遊びや生活の場を提供し、子供たちの健全育成と子育て支援の充実に努めてまいります。

#### （9）町史の普及・活用の促進

坂町におきましては、多くの先人が培われてきた貴重な文化財が多数存在しております。町民の歴史や文化に対する関心・意欲を高め、先人が築いた歴史や文化を次世代に継承するため、引き続き、坂町史の普及・啓発活動に努めてまいります。

これまで保管している民具等の資料を展示するための「（仮称）ふるさと資料館」を整備し、完了した際にはウォーキングコースに取り入れ、子供たちや地域の皆様をはじめ、町内外の多くの方々に御覧いただくことで、貴重な歴史・文化を後世に伝えてまいります。

また、令和5年度に制作いたしました畝為吉氏の功績をたたえる偉人漫画を引き続き4年生に配布して、学習活動に利用するなど、郷土愛の醸成に努めてまいります。

#### （10）国際交流の推進

国際化が進展する中、青少年自らが国際社会の一員であることを自覚し、異なる文化や歴史に立脚する人々と共生していくことが求められているため、外国人講師を招いての英会話教室や料理教室等を開催し、異国文化に触れる機会を提供してまいります。

また、「坂町海外研修青少年対象事業」につきましては、長引く円安の影響による渡航費用の高騰により、断念せざるを得ない状況となっております。しかしながら、円安の解消等、安全・安心に渡航できるような状況になった際には、再開できるよう準備してまいります。

#### 4、おわりに

坂町教育委員会といたしましては、「夢や希望を育み、絆をつくる人づくり」を基本目標とし、子供たち一人一人の能力や個性を伸ばし、新たな時代を豊かに生き抜く力を育成する質の高い教育を推進し、学校・家庭・地域が一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校づくり」の充実に努めてまいります。

また、町民の皆様が生涯を通じて健やかに充実した生活を送ることができるよう、

文化に親しみ、スポーツを楽しむための環境づくりに努め、「社会が人を育み、人が社会をつくる」好循環と生涯学習社会の実現を目指した効果的な取組を進めてまいります。

厳しい財政状況の中、町当局の教育行政に対する温かい御支援に心から感謝申し上げますとともに、その期待に応えるため、より一層努力し、坂町教育の向上及び発展のために邁進してまいります。

今後とも、議会の皆様並びに町民の皆様の御理解と御協力をお願いいたしまして、「教育行政方針」とします。

ありがとうございました。

○議長（川本英輔議員） 以上で、令和7年度教育行政方針を終わります。

お諮りします。

議事の都合により、本日の会議はこれまでとし、延会としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

本日は、これをもって延会といたします。

再開は、明日、3月4日午前10時といたします。

お疲れさまでした。

○議会事務局長（西谷信樹君） 皆様、御起立をお願いいたします。

（起立）

○議会事務局長（西谷信樹君） 互礼。

（延会 午後3時13分）